



人事委員会年報

令和 2 年度

埼玉県人事委員会

目 次

第1章 委員会関係

1	人事委員会の構成及び運営	1
2	事務局の組織及び事務分掌	2
3	委員会の議決事項	5
4	条例案に対する意見	8
5	人事委員会規則の制定・改廃状況	9
6	通知の制定・改廃状況	13

第2章 任用関係

1	採用試験	15
2	採用選考	26
3	昇任	29
4	転任	31
5	臨時的任用	31

第3章 給与関係

1	職員の給与等に関する報告、勧告及び意見	32
2	職員給与実態調査	36
3	職種別民間給与実態調査	40

第4章 公平審査関係

1	不利益処分に関する審査請求	43
2	勤務条件に関する措置要求	44
3	苦情相談	44

第5章 勤務条件関係

1	人事管理に関する報告（意見）	45
2	労働基準監督の状況	45
3	職員団体の登録状況	48
4	年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績	49

第6章 その他

1	会議等開催状況（令和2年度）	51
2	事務局職員名簿	52

参 考 資 料	55
---------	----

第 1 章 委員会関係

人事委員会は、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく条例により設置された中立的かつ専門的な人事機関であり、3人の委員で構成される合議体の執行機関である。

人事委員会の権限は、職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の実施、給与等に関する調査・研究及び報告・勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求についての審査、労働基準監督業務としての職権行使など、人事行政全般にわたるものである。

人事委員会は、人事委員会会議規則に基づき、定例会及び臨時会を開催している。令和2年度は、定例会を24回、臨時会を4回開催した。

1 人事委員会の構成及び運営

(1) 人事委員会委員

委員は、知事が議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

職名	氏名	在任期間	前職等
委員長	武笠正男	平成30.3.31～ [委員長在任 平成30.4.2～]	(現)弁護士
委員	森谷弘史	平成30.12.27～	(現)マレリ(株)会長
委員	関口和代	令和1.12.27～	(現)東京経済大学経営学部教授

(2) 委員会の開催状況

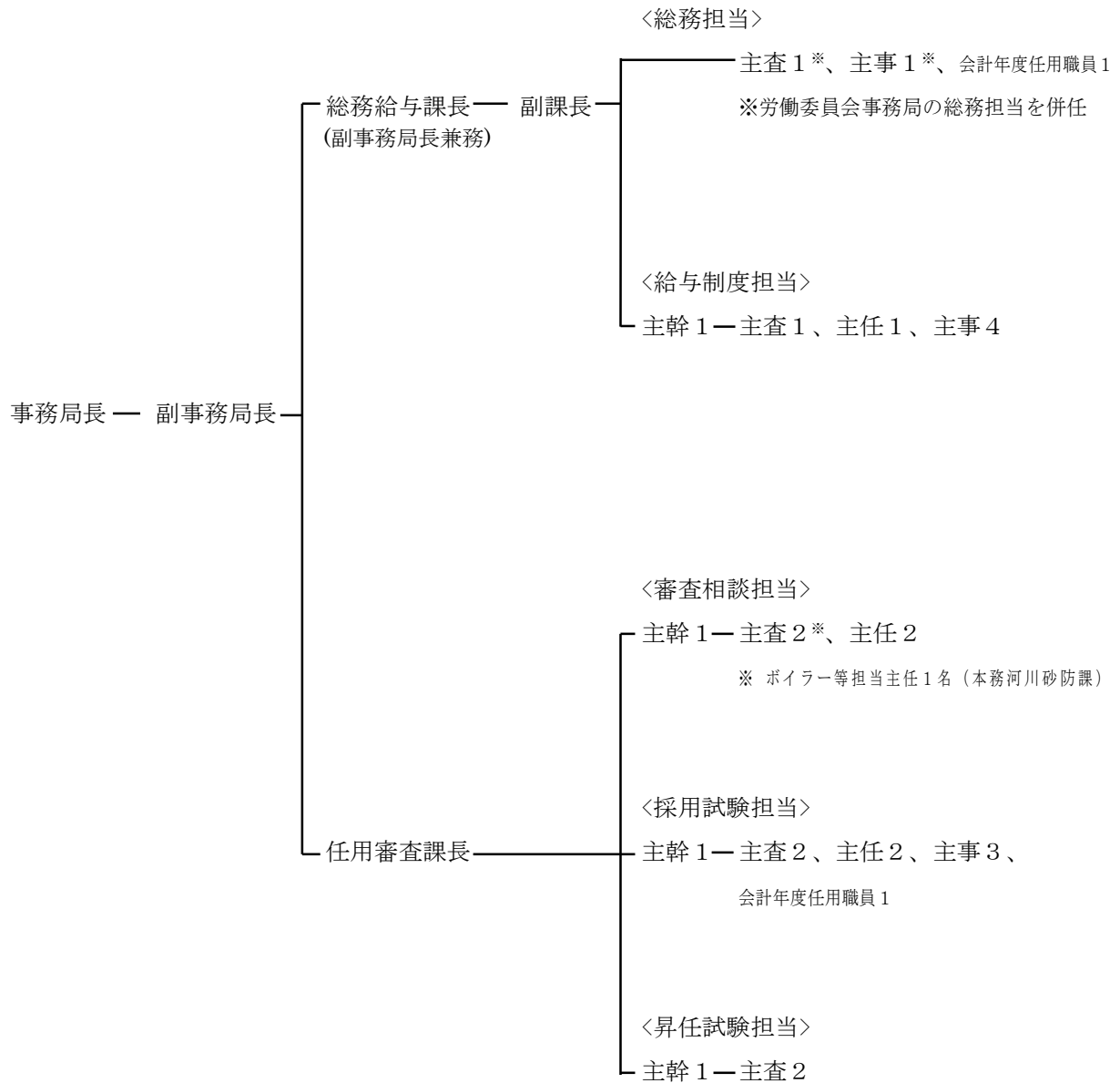
委員会の開催状況は、次のとおりである。

区分	年月	2年										3年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
回数	定例会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	臨時会							2	1					1	4
	計	2	2	2	2	2	2	4	3	2	2	2	3	28	
付議事項	議決	5	2	6	8	7	2	5	4	2	8	11	18	78	
	協議		1	3	1	2	1	4	1	1	1		1	16	
	報告	10	1	3	3	1	2	4	3	4	1	1	4	37	
	その他	1	1	2		2	2	2	2	1	1		1	15	
	計	16	5	14	12	12	7	15	10	8	11	12	24	146	

2 事務局の組織及び事務分掌

(令和3年4月1日現在)

(1) 組織図



(2) 事務分掌

《総務給与課》

〈総務担当〉

- 1 人事委員会（以下「委員会」という。）の会議に関する事。
- 2 委員会の広聴及び広報に関する事。
- 3 事務局の組織、人事、給与及び服務等に関する事。
- 4 委員会の委員等の位勲、褒賞及び表彰に関する事。
- 5 委員会の予算、決算、会計及び物品の管理に関する事。
- 6 委員会の公印の管理に関する事。
- 7 委員会の文書の收受、発送及び編さん保存に関する事。
- 8 人事行政の運営の状況及び業務の状況の報告に関する事。
- 9 その他、他の担当の所掌に属しない事務に関する事。

〈給与制度担当〉

- 1 職員給与実態調査に関する事。
- 2 民間給与実態調査に関する事。
- 3 給料表及び給与に関する報告及び勧告その他給与に関する事。
- 4 職員の給与に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- 5 給与の支払の監理に関する事。
- 6 人事評価に関する事。

《任用審査課》

〈審査相談担当〉

- 1 勤務時間、休暇その他の勤務条件（他の担当の所掌するものを除く。）に関する
こと。
- 2 分限、懲戒、服務及び退職管理に関すること。
- 3 職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出（他の担当の所掌する
ものを除く。）に関すること。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 5 不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
- 6 職員からの苦情相談の総括に関すること。
- 7 職員団体に関すること。
- 8 地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準監督機関の職権の行使に
関すること。
- 9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第
5条第2項の規定に基づく審査に関すること。
- 10 職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定に基づく調査審議に関する
こと。

〈採用試験担当〉

- 1 人事記録の管理及び人事に関する統計の作成に関すること。
- 2 競争試験、選考その他の任用（他の担当の所掌するものを除く。）に関するこ
と。
- 3 任用候補者名簿（他の担当の所掌するものを除く。）に関すること。
- 4 試験制度等の調査研究に関すること。
- 5 人物試験委員に関すること。

〈昇任試験担当〉

- 1 主査級昇任試験及び研修に関すること。
- 2 昇任選考等に関すること。

3 委員会の議決事項

令和2年度人事委員会の議決事項は、次のとおりである。

開催期日・回数	議 決 事 項
2. 4. 7 (第1回定例会)	1 平成31年(不)第1号事案について
2. 4. 20 (第2回定例会)	1 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について 2 学校職員の通勤手当に関する規則の改正に係る協議について 3 令和2年(措)第2号事案について 4 令和2年度職員採用試験の実施について
2. 5. 12 (第3回定例会)	1 職員の特殊勤務手当に関する意見について
2. 5. 26 (第4回定例会)	1 係属中の審査請求事案(昭和60年以前)について
2. 6. 9 (第5回定例会)	1 懲戒処分の基準の一部改正について 2 平成31年(不)第1号事案について 3 令和2年度職員採用試験の実施内容の変更について 4 令和2年度埼玉県警察官(巡査)採用試験実施計画(変更)の承認について
2. 6. 23 (第6回定例会)	1 平成31年(不)第1号事案について 2 昇任候補者の選考について
2. 7. 7 (第7回定例会)	1 令和元年(不)第2号事案について 2 平成30年(不)第1号事案に係る再審請求について 3 令和元年(不)第3号事案について 4 令和2年度就職氷河期世代を対象とした埼玉県職員採用選考の実施について 5 令和2年度埼玉県警察官(巡査)採用試験実施計画(変更)の承認について
2. 7. 28 (第8回定例会)	1 人事行政の運営等の状況に関する報告について 2 令和元年(措)第1号事案について 3 平成31年(不)第1号事案について
2. 8. 6 (第9回定例会)	1 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について 2 平成30年(不)第1号再審事案について 3 昇任候補者の選考について
2. 8. 27 (第10回定例会)	1 東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則に基づく承認について 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について 3 令和2年度埼玉県職員採用上級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について 4 昇任候補者の選考について
2. 9. 10 (第11回定例会)	1 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

開催期日・回数	議 決 事 項
2. 9. 24 (第12回定例会)	1 職員団体の登録について
2. 10. 6 (第13回定例会)	1 令和元年（不）第3号事案について
2. 10. 15 (第1回臨時会)	1 令和元年（不）第3号事案について
2. 10. 22 (第14回定例会)	1 職員の期末手当等に関する報告（意見）及び勧告について
2. 10. 29 (第2回臨時会)	1 平成31年（不）第1号事案について 2 令和元年（不）第3号事案について
2. 11. 5 (第15回定例会)	1 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認について
2. 11. 12 (第3回臨時会)	1 職員の給与等に関する報告（意見）について
2. 11. 19 (第16回定例会)	1 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認事項の除外について 2 令和2年度埼玉県職員採用初級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
2. 12. 10 (第17回定例会)	1 令和元年（不）第3号事案について 2 令和2年度埼玉県経験者職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
3. 1. 7 (第19回定例会)	1 職員の特殊勤務手当に関する意見について 2 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認について 3 令和元年（不）第3号事案について 4 審査請求について
3. 1. 21 (第20回定例会)	1 平成31年（不）第1号事案について 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について 3 令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験事務の警察本部長への委任について 4 昇任候補者の選考について
3. 2. 4 (第21回定例会)	1 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について 2 令和3年度埼玉県警察官（巡査）採用試験実施計画の承認について 3 採用候補者の選考について 4 昇任候補者の選考について

開催期日・回数	議 決 事 項
3. 2. 18 (第22回定例会)	1 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について 2 審査請求について 3 平成31年(不)第1号事案に係る再審査請求について 4 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について 5 令和3年度埼玉県職員採用試験の実施について 6 採用候補者の選考について 7 昇任候補者の選考について
3. 3. 4 (第23回定例会)	1 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について 2 令和2年(不)第1号事案について 3 任期付職員の採用について 4 採用候補者の選考について 5 転任の承認について
3. 3. 18 (第4回臨時会)	1 懲戒処分の基準の一部改正について 2 押印見直し等に伴う人事委員会規則等の改正について 3 労働基準監督機関の職権行使について 4 勤務延長の期限の延長について 5 令和3年度埼玉県職員採用試験実施計画の変更について
3. 3. 22 (第24回定例会)	1 給与制度に係る人事委員会規則の改正について 2 県立病院の地方独立行政法人化に伴う人事委員会規則の改正等について 3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認について 4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について 5 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について 6 採用候補者の選考について 7 昇任候補者の選考について 8 転任の承認について

4 条例案に対する意見

意見提出日	議案番号	件名	条例の概要	意見
令2. 6. 15	令和2年6月定例会 第89号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	令和2年5月12日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当の特例を措置するものである。	適当であると認める。
令2. 11. 30	令和2年12月定例会 第118号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	令和2年10月22日付けの埼玉県人事委員会の職員の期末手当についての勧告に基づき、職員の期末手当を改定するものである。	いずれも適当であると認める。
	令和2年12月定例会 第124号議案	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和2年10月22日付けの埼玉県人事委員会の職員の期末手当についての勧告に基づき、学校職員の期末手当を改定するものである。	
令3. 2. 26	令和3年2月定例会 第70号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	令和3年1月7日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定するものである。	適当であると認める。
令3. 3. 3	令和3年2月定例会 第69号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、職員のサービスの宣誓書について署名及び押印を要しないこととするための改正を行うものである。	適当であると認める。

5 人事委員会規則の制定・改廃状況

人事委員会が制定した人事委員会規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
1-74	R2. 10. 27 (R2.10.27施行)	埼玉県人事委員会の所管する行政 手続等における情報通信の技術の 利用に関する規則の一部を改正す る規則	電子化する手続等について、「あらかじめ根拠とな る法令又は条例等の名称及び条項を告示するも のとする。」という規定を削除する改正を行う。
2-23	R3. 3. 26 (R3.4.1施行)	埼玉県人事委員会会議規則の一部 を改正する規則	県の行政手続における押印見直し方針を踏まえ、 様式の見直しを行う。
2-24	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	人事記録に関する規則の一部を改 正する規則	押印見直し等に伴い、改正を行う。
6-94	R3. 2. 9 (R3.2.9施行)	職員の任用に関する規則の一部を 改正する規則	警察官（巡査）採用試験の受験資格の見直し に伴い、改正を行う。
6-95	R3. 2. 24 (R3.4.1施行)	職員の任用に関する規則の一部を 改正する規則	経験者職員採用試験の試験職種追加、免許資 格職員採用試験の受験資格の見直し及び、 経験者職員採用試験の試験区分廃止に伴い、 改正を行う。
6-96	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	職員の任用に関する規則の一部を 改正する規則	県立病院の地方独立行政法人化に伴い、改正 を行う。
7-1033	R2. 4. 24 (R2.4.24施行 ・R2.4.1適用)	通勤手当に関する規則の一部を改 正する規則	職員が月の途中から休職等となり、その翌月に復 職等した場合には通勤手当を返納させない こととするため、所要の改正を行う。
7-1034	R2. 7. 7 (R2.7.7施行 ・R2.1.28適用)	東日本大震災及び東日本大震災以 外の原子力災害に対処する業務に 係る特殊勤務手当の特例に関する 規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に 伴い、防疫業務手当の特例の支給対象となる業 務について規定する。
7-1035	R2. 9. 11 (R2.9.15施行)	管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則	人事異動に伴い、所要の改正を行う。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
7-1036	R2. 9. 15 (R2.9.15施行)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正に伴い、所要の改正を行う。
7-1037	R3. 2. 24 (R3.4.1施行)	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	県の内部手続きにおける押印について原則廃止する方向で見直すこととされたことを踏まえ、特殊勤務実績簿の様式の改正を行う。
7-1038	R3. 3. 19 (R3.3.19施行)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1039	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1040	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1041	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1042	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	病院局が廃止され、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置されることに伴い、所要の改正を行う。
7-1043	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	病院局が廃止され、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置されることに伴い、所要の改正を行う。
7-1044	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	病院局が廃止され、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置されることに伴い、所要の改正を行う。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
7-1045	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	病院局が廃止され、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置されることに伴い、所要の改正を行う。
7-1046	R3. 3. 30 (R2.4.1施行)	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	児童相談所の一時保護所に勤務する職員に支給される給料の調整額について、児童相談所の福祉保健業務手当の支給を受ける職員との均衡等を考慮し調整数を引き上げる。
7-1047	R3. 3. 30 (R2.4.1施行)	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、福祉保健業務手当の支給額を月額20,000円とする職員について規定する。
8-7	R3. 3. 26 (R3.4.1施行)	県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則	県の行政手続における押印見直し方針を踏まえ、様式の見直しを行う。
11-19	R3. 3. 26 (R3.4.1施行)	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	県の行政手続における押印見直し方針を踏まえ、様式の見直しを行う。
11-20	R3. 3. 26 (R3.4.1施行)	勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	県の行政手続における押印見直し方針を踏まえ、様式の見直しを行う。
12-136	R3. 3. 26 (R3.4.1施行)	職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則	県の行政手続における押印見直し方針を踏まえ、様式の見直しを行う。
12-137	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応するため、所要の改正を行う。
13-53	R2. 9. 1 (R2.9.1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務に従事する職員について、夏季休暇の取得対象期間を拡大する改正を行う。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
13-54	R3. 1. 29 (R3.2.1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の通院休暇及び通勤休暇について、国の非常勤職員との権衡を踏まえ、有給の特別休暇とする改正を行う 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の運営業務その他任命権者が特に必要と認めた業務に従事する職員で、委員会の承認を得たものについて、令和2年と3年に限り、夏季休暇の対象期間を拡大する改正を行う。
13-55	R3. 3. 26 (R3.4.1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	ボランティア休暇について、フードドライブ活動等 を取得対象とする改正を行う。
14-5	R3. 3. 26 (R3.4.1施行)	公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則	県の行政手続における押印見直し方針を踏まえ、 様式の見直しを行う。
17-36	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	県立病院の地方独立行政法人化に伴い、改正 を行う。
24-3	R3. 3. 30 (R3.4.1施行)	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	県立病院の地方独立法人化に伴い、所要の改正 を行う。

6 通知の制定・改廃状況

文書番号	通知年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第234号	令2. 6. 29 (令2.7.1施行)	「職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について	家畜伝染病予防法の一部改正により家畜伝染性 疾病の名称が変更されたことに伴う、防疫業務手 当の規定の整備を行う。
人委第252号	令2. 7. 3 (令2.7.6施行)	「給料表の適用範囲に関する 規則の運用について」の一部 改正について	組織改正等に伴う改正を行う。
人委第648-1号	令3. 2. 24 (令3.4.1施行)	「通勤手当の運用について」の 一部改正について	(1)県の内部手続きにおける押印について原則 廃止する方向で見直すこととされたことを踏まえ、 通知本文及び届出等の様式について、押印を必 要としないよう改正を行う。 (2)国の様式改正に伴い、届出等の様式につい て記入上の注意等の文言を改正を行う。
人委第648-2号	令3. 2. 24 (令3.4.1施行)	「住居手当の運用について」の 一部改正について	(1)県の内部手続きにおける押印について原則 廃止する方向で見直すこととされたことを踏まえ、 通知本文及び届出等の様式について、押印を必 要としないよう改正 (2)国の様式改正に伴い、届出等の様式につい て記入上の注意等の文言を改正
人委第648-3号	令3. 2. 24 (令3.4.1施行)	「扶養手当の運用について」の 一部改正について	(1)県の内部手続きにおける押印について原則 廃止する方向で見直すこととされたことを踏まえ、 通知本文及び届出等の様式について、押印を必 要としないよう改正を行う。 (2)国の様式改正に伴い、届出等の様式につい て記入上の注意等の文言を改正を行う。
人委第648-4号	令3. 2. 24 (令3.4.1施行)	「管理職員特別勤務手当の運 用について」の一部改正につい て	(1)県の内部手続きにおける押印について原則 廃止する方向で見直すこととされたことを踏まえ、 通知本文及び届出等の様式について、押印を必 要としないよう改正を行う。 (2)国の様式改正に伴い、届出等の様式につい て記入上の注意等の文言を改正を行う。

文書番号	通知年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第648-5号	令3. 2. 24 (令3.4.1施行)	「単身赴任手当の運用について」の一部改正について	(1) 県の内部手続きにおける押印について原則廃止する方向で見直すこととされたことを踏まえ、通知本文及び届出等の様式について、押印を必要としないよう改正を行う。 (2) 国の様式改正に伴い、届出等の様式について記入上の注意等の文言を改正を行う。
人委第697号	令3. 3. 19 (令3.3.19施行)	「管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正について	組織改正に伴う改正を行う。
人委第714-1号	令3. 3. 30 (令3.4.1施行)	「管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正について	組織改正に伴う改正を行う。
人委第714-2号	令3. 3. 30 (令3.4.1施行)	「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	病院局が廃止され、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置されることに伴う改正を行う。
人委第714-3号	令3. 3. 30 (令3.4.1施行)	「住居手当の運用について」の一部改正について	病院局が廃止され、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置されることに伴う改正を行う。
人委第714-4号	令3. 3. 30 (令3.4.1施行)	「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について	懲戒処分及び訓告その他の矯正措置を受けた職員の勤勉手当の成績率について所要の改正を行う。

第 2 章 任用関係

1 採用試験

地方公務員法第 17 条の 2 第 1 項及び職員の任用に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、次の採用試験を実施した。

- ① 職員採用上級試験
- ② 職員採用初級試験
- ③ 免許資格職職員採用試験
- ④ 経験者職員採用試験（民間企業等職務経験者区分・海外活動等経験者区分）
- ⑤ 警察官（巡査）採用試験Ⅰ類
- ⑥ 警察官（巡査）採用試験Ⅱ類
- ⑦ 警察官（巡査）採用試験Ⅲ類
- ⑧ 警察官（巡査）採用試験（国際捜査Ⅰ類）
- ⑨ 警察官（巡査）採用試験（武道・体育指導Ⅰ類）
- ⑩ 警察官（巡査）採用試験（サイバー犯罪捜査Ⅰ類）
- ⑪ 警察官（巡査）採用試験（サイバー犯罪捜査Ⅱ類）
- ⑫ 警察事務職員採用上級試験
- ⑬ 警察事務職員採用初級試験
- ⑭ 市町村立小・中学校事務職員採用上級試験
- ⑮ 市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

上級試験（①、⑫、⑭）の受験者は、前年度より 44 人（2.3%）減少し 1,901 人となり、合格者は前年度より 90 人（20.1%）増加し 537 人となった。一般行政では、受験者が前年度より 9 人（0.7%）増加し 1,260 人となり、合格者は 92 人（38.2%）増加して 333 人となった。倍率は 1.4 ポイント減少し 3.8 倍となった。

初級試験（②、⑬、⑮）の受験者は、前年度より 92 人（14.7%）減少し 532 人となり、合格者は前年度より 7 人（9.7%）増加し 79 人となった。一般事務の合格者は 8 人（40.0%）増加して 28 人となり、倍率は 4.5 ポイント減少し 8.7 倍となった。

免許資格職試験（③）の受験者は、前年度より 121 人（41.7%）減少し 169 人となり、合格者は前年度より 9 人（16.4%）減少し 46 人となった。

経験者職員採用試験（④）について、民間企業等職務経験者区分の受験者は、前年度より 36 人（16.4%）増加し 256 人となり、合格者は前年度より 4 人（20.0%）増加し 24 人となった。一般行政では、受験者が前年度より 41 人（28.3%）増加し 186 人となり、合格者は前年度より 6 人（100.0%）増加し 12 人となった。倍率は 8.7 ポイント減少し、15.5 倍となった。設備では、受験者が前年度より 11 人（37.9%）減少し 18 人となり、合格者は前年度と同じ 4 人となった。倍率は 2.8 ポイント減少し 4.5 倍となった。総合土木では、受験者が前年度より 6 人（27.3%）減少し 16 人となり、合格者は前年度より 2 人（40.0%）減少し 3 人となった。倍率は 0.9 ポイント増加し

5. 3倍となった。建築では、受験者が前年度より2人(22.2%)減少し7人となり、合格者は前年度より1人(50.0%)増加し3人となった。倍率は2.2ポイント減少し2.3倍となった。海外活動等職務経験者区分の受験者は、前年度より1人(8.3%)減少し11人となり、合格者は前年度と同じ2人であった。倍率は0.5ポイント減少し5.5倍となった。

警察官採用試験(⑤～⑪)の受験者は、前年度より618人(13.8%)減少し3,871人となり、合格者は前年度より148人(24.1%)増加して761人となった。倍率は2.2ポイント減少し5.1倍となった。

なお、平成19年度から警察官採用試験(⑤～⑨)については、試験の実施を警察本部長に委任している。また、平成29年度から「サイバー犯罪捜査Ⅰ類(⑩)」の試験区分を、さらに令和元年度から「サイバー犯罪捜査Ⅱ類(⑪)」を新設し、試験の実施を警察本部長に委任している。

(1) 受験資格

試験区分	主な受験資格	
職員採用上級試験 市町村立小・中学校 事務職員採用上級試験 警察事務職員 採用上級試験	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2. 4. 2～平成11. 4. 1に生まれた者(21歳～29歳) ・平成11. 4. 2以降に生まれた者で、令和3年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める者 ・福祉については、社会福祉主事の任用資格の取得者又は令和3. 3. 31までに資格取得見込みの者 	
職員採用初級試験 市町村立小・中学校 事務職員採用初級試験 警察事務職員 採用初級試験	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11. 4. 2～平成15. 4. 1に生まれた者(17歳～20歳) 	
経験者職員採用試験	民間企業 等職務経 験者区分	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和36. 4. 2以降に生まれた者(59歳未満)で、以下のいずれかのもの <ul style="list-style-type: none"> ア 大学を卒業後、民間企業等における職務経験を5年以上有する者 イ 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業後、民間企業等における職務経験を7年以上有する者 ウ 民間企業等の職務経験を9年以上有する者
	海外活動 等経験者 区分	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2. 4. 2～平成11. 4. 1に生まれた者(21歳～29歳)
免許資格職 職員採用試験	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師は、昭和63. 4. 2～平成9. 4. 1に生まれた者(23歳～31歳) ・獣医師は、昭和63. 4. 2～平成9. 4. 1に生まれた者(23歳～31歳) ・保健師は、平成2. 4. 2～平成12. 4. 1に生まれた者(20歳～29歳) ・保健師(警察)は、平成2. 4. 2～平成12. 4. 1に生まれた者(20歳～29歳) ・司書は、平成2. 4. 2～平成13. 4. 1に生まれた者(19歳～29歳) ・それぞれの職種に必要な免許(資格)の取得者又は令和3年春季に行われる国家試験等により、免許を取得する見込みの者 	

試験区分	主な受験資格
警察官採用試験 Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> 平成2.4.2以降に生まれた者で、大学を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者(29歳まで)
Ⅱ類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成2.4.2～平成13.4.1に生まれた者で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業した者又は令和3年3月までに卒業見込みの者(19歳～29歳) (2) 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和3年3月までに修得見込みの者(Ⅰ類に該当する者を除く。同等の資格があると認められる者を含む。)で、平成2.4.2～平成13.4.1までに生まれた者(19歳～29歳)
Ⅲ類	<ul style="list-style-type: none"> 平成2.4.2～平成15.4.1に生まれた者で、Ⅰ類・Ⅱ類に該当しない者(17歳～29歳)
県外試験Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> 平成2.4.2以降に生まれた男性で、大学を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者
県外試験Ⅲ類	<ul style="list-style-type: none"> 平成2.4.2～平成15.4.1に生まれた男性で、Ⅰ類以外の者(17歳～29歳)
国際捜査Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> 前記Ⅰ類の受験資格のほか、語学(受験言語)が堪能な者
武道・体育指導Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> 前記Ⅰ類の受験資格のほか、次のいずれかの要件を備え、卓越した技術を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 柔道 <ul style="list-style-type: none"> 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。) ② 剣道 <ul style="list-style-type: none"> 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。)
サイバー犯罪捜査 Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> 前記Ⅰ類の受験資格を有する者で、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している者

注 年齢は、令和2年4月1日現在のものである。

(2) 実施日程

試験区分		告示日	受付期間	第1次試験日及び試験地	第1次合格発表日	第2次試験日及び試験地	最終合格発表日	名簿確定日
職員採用上級試験		令和 2. 4. 28	令和 2. 5. 8～ 2. 5. 21	令和 2. 6. 28 (伊奈町)	令和 2. 7. 7	令和 2. 7. 14～ 2. 8. 18 (さいたま市)	令和 2. 9. 1	令和 2. 8. 27
免許資格職職員採用試験(司書を除く)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
警察事務職員採用上級試験		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
職員採用初級試験		令和 2. 4. 28	令和 2. 8. 20～ 2. 8. 31	令和 2. 9. 27 (さいたま市)	令和 2. 10. 7	令和 2. 10. 15～ 2. 10. 29 (さいたま市)	令和 2. 11. 26	令和 2. 11. 19
免許資格職職員採用試験(司書)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
警察事務職員採用初級試験		〃	〃	〃 (蕨市)	〃	〃	〃	〃
経験者職員採用試験	民間企業等職務経験者区分	令和 2. 4. 28	令和 2. 8. 20～ 2. 8. 31	令和 2. 9. 27 (さいたま市)	令和 2. 10. 20	【2次】 令和 2. 10. 31 (さいたま市)	【2次】 令和 2. 11. 17	令和 2. 12. 10
	海外活動等経験者区分					【3次】 令和 2. 11. 29 (さいたま市)	【3次】 令和 2. 12. 11	
警察官採用試験 県内第1回試験Ⅰ類		令和 2. 3. 3	令和 2. 3. 3～ 2. 4. 10	令和 2. 6. 21 (さいたま市ほか)	令和 2. 7. 14	令和 2. 7. 18～ 2. 8. 16 (さいたま市)	令和 2. 9. 15	—
〃 Ⅱ類		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 Ⅲ類		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
国際捜査Ⅰ類		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
武道・体育指導Ⅰ類		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
サイバー犯罪捜査Ⅰ,Ⅱ類		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
県内第2回試験Ⅰ類		〃	2. 8. 6～ 2. 8. 25	2. 9. 20 (さいたま市ほか)	2. 10. 12	2. 10. 17～ 2. 11. 30 (さいたま市)	2. 12. 23	—
〃 Ⅱ類		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 Ⅲ類		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
武道・体育指導Ⅰ類		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
県外試験Ⅰ類		〃	令和 2. 3上旬～ 令和 2. 6中旬	〃	2. 8中旬～ 2. 10中旬	2. 11上旬～ 2. 12上旬 (仙台市ほか)	3. 1. 27	—
〃 Ⅲ類		〃	2. 7上旬～ 2. 8下旬	2. 6下旬～ 2. 9下旬 (仙台市ほか)	2. 10中旬～ 2. 11中旬	2. 11上旬～ 2. 12上旬 (仙台市ほか)	令和 3. 1. 27	—

平成19年度から、警察官採用試験については警察本部長に委任している。

(3) 試験の方法

試験区分		第1次試験	第2次試験
職員採用上級試験 免許資格職職員採用試験 (司書を除く) 市町村立小・中学校事務 職員採用上級試験 警察事務職員採用上級試験		教養試験 知能分野 22問必須 知識分野 28問中18問 選択解答 択一式 120分 注 免許資格職及び小・中 事務は、教養試験のみ 専門試験 40問 (一般行政・警察事務は50問出題) 択一式 120分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ (警察事務は個別面接) 適性検査 論文試験 1題 75分
職員採用上級試験(新方式)		専門試験 40問 択一式 120分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ 個別面接(プレゼンテーション含む)
職員採用初級試験 免許資格職職員採用試験 (司書) 市町村立小・中学校事務 職員採用初級試験 警察事務職員採用初級試験		教養試験 50問必須 択一式 120分 専門試験(設備、総合土木、司書 のみ) 40問必須 択一式 120分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ (警察事務は個別面接) 適性検査 作文試験 1題 60分 (司書は論文試験1題 60分)
経験者職員採用試験	民間企業等職務経験者区分	教養試験 40問必須 択一式 120分	【第2次試験】 論文試験Ⅱ 1題 75分 人物試験Ⅰ 個別面接 適性検査
	海外活動等経験者区分	論文試験Ⅰ 1題 75分	【第3次試験】 人物試験Ⅱ 個別面接
警察官(巡査)採用試験Ⅰ類 警察官(巡査)採用試験Ⅱ類 警察官(巡査)採用試験Ⅲ類 警察官(巡査)採用試験 (武道・体育指導Ⅰ類)		教養試験 50問必須 択一式 120分 論(作)文試験 1題 60分	人物試験 個別面接・集団討論 適性検査 身体検査 体力検査
警察官(巡査)採用試験 (国際捜査Ⅰ類) (サイバー犯罪捜査Ⅰ類) (サイバー犯罪捜査Ⅱ類)		専門試験Ⅰ 記述式 90分 論文試験 1題 60分	専門試験Ⅱ 口述式 人物試験 個別面接・集団討論 適性検査 身体検査 体力検査

(4) 実施状況（令和2年度）

ア 上級試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験	最終	最終	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	受験者 d	合格者 e	倍率 b/e	
一般行政	193	1,765	1,260	71.4	756	704	333	3.8	199
福祉	30	87	62	71.3	58	52	32	1.9	21
心理	12	42	27	64.3	24	24	16	1.7	13
設備	20	64	51	79.7	48	37	22	2.3	13
総合土木	41	109	85	78.0	80	69	37	2.3	26
建築	5	31	21	67.7	21	18	11	1.9	7
化学	2	55	33	60.0	11	10	4	8.3	3
農業	16	71	49	69.0	47	43	21	2.3	21
林業	6	22	14	63.6	12	11	7	2.0	5
小計	325	2,246	1,602	71.3	1,057	968	483	3.3	308
小・中事務	20	199	152	76.4	81	75	26	5.8	25
警察事務	20	247	147	59.5	66	61	28	5.3	17
合計	365	2,692	1,901	70.6	1,204	1,104	537	3.5	350

イ 初級試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験	最終	最終	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	受験者 d	合格者 e	倍率 b/e	
一般事務	16	306	244	79.7	98	73	28	8.7	19
設備	3	9	9	100.0	7	7	4	2.3	2
総合土木	5	9	8	88.9	5	5	3	2.7	2
小計	24	324	261	80.6	110	85	35	7.5	23
小・中事務	13	178	163	91.6	69	60	27	6.0	8
警察事務	10	134	108	80.6	51	46	17	6.4	12
合計	47	636	532	83.6	230	191	79	6.7	43

ウ 経験者職員採用試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第 1 次 試 験			第 2 次試験・第 3 次試験		最 終 倍 率 b / e	採用者	
			受験者 b	受験率 b / a	合格者 c	受験者 d	合格者			
			最終合格者(e)							
民間企業等 職務経験者 区分	一般行政	10	294	186	63.3	31	30 14	15 12	15.5	11
	設 備	5	31	18	58.1	15	15 4	5 4	4.5	4
	総合土木	7	30	16	53.3	11	11 3	3 3	5.3	2
	建築	3	8	7	87.5	7	6 4	5 3	2.3	3
	農業	3	33	29	87.9	10	10 4	5 2	14.5	2
海外活動等 経験者区分	一般行政	2	15	11	73.3	9	7 3	3 2	5.5	2
合 計		30	411	267	65.0	83	79 32	36 26	10.3	24

※第2次試験・第3次試験欄は、上段第2次試験、下段第3次試験（最終）結果

エ 免許資格職試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第 1 次 試 験			第 2 次試験	最 終 合格者 e	最 終 倍 率 b / e	採用者	
			受験者 b	受験率 b / a	合格者 c	受験者 d				
薬 剤 師	9	25	23	92.0	23	21	12	1.9	10	
獣 医 師	15	17	15	88.2	15	15	12	1.3	9	
保 健 師	8	33	26	78.8	26	23	11	2.4	11	
保健師（警察）	2	9	7	77.8	7	6	3	2.3	3	
司 書	6	122	98	80.3	25	23	8	12.3	6	
合 計		40	206	169	82.0	96	88	46	3.7	39

才 警察官採用試験総括表

区 分	採用 予定 人員	申込者 a	第 1 次 試 験				第 2 次 試 験		最 終	最 終	採用者	
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍 率 b/c	受験者 d	受験率 d/c	合格者 e	倍 率 b/e		
県 内 第1回 (男性)	I	128	1,550	950	61.3	800	1.2	677	84.6	333	2.9	182
	II	30	604	413	68.4	361	1.1	288	79.8	105	3.9	45
	III	30	797	471	59.1	394	1.2	323	82.0	87	5.4	40
	計	188	2,951	1,834	62.1	1,555	1.2	1,288	82.8	525	3.5	267
県 内 第2回 (男性)	I	20	937	327	34.9	256	1.3	197	77.0	20	16.4	14
	II	10	219	80	36.5	64	1.3	36	56.3	3	26.7	3
	III	100	924	494	53.5	400	1.2	339	84.8	63	7.8	54
	計	130	2,080	901	43.3	720	1.3	572	79.4	86	10.5	71
県 内 合 計 (男性)	I	148	2,487	1,277	51.3	1,056	1.2	874	82.8	353	3.6	196
	II	40	823	493	59.9	425	1.2	324	76.2	108	4.6	48
	III	130	1,721	965	56.1	794	1.2	662	83.4	150	6.4	94
	計	318	5,031	2,735	54.4	2,275	1.2	1,860	81.8	611	4.5	338
県 外 (男性)	I	11	189	131	69.3	40	3.3	22	55.0	2	65.5	0
	III	9	199	145	72.9	36	4.0	21	58.3	3	48.3	3
	計	20	388	276	71.1	76	3.6	43	56.6	5	55.2	3
警察官 (男性) 合 計	I	159	2,676	1,408	52.6	1,096	1.3	896	81.8	355	4.0	196
	II	40	823	493	59.9	425	1.2	324	76.2	108	4.6	48
	III	139	1,920	1,110	57.8	830	1.3	683	82.3	153	7.3	97
	計	338	5,419	3,011	55.6	2,351	1.3	1,903	80.9	616	4.9	341

警察官 第1回～第2回 (女性)合計	I	25	675	372	55.1	318	1.2	251	78.9	43	8.7	26
	II	13	321	166	51.7	145	1.1	99	68.3	46	3.6	18
	III	22	569	286	50.3	250	1.1	183	73.2	45	6.4	39
	計	60	1,565	824	52.7	713	1.2	533	74.8	134	6.1	83

国際 捜査 I類	英語	1	15	9	60.0	7	1.3	5	71.4	2	4.5	1
	ベトナム語	3	6	2	33.3	2	1.0	2	100.0	2	1.0	2
	タイ語	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	4	21	11	52.4	9	1.2	7	77.8	4	2.8	3

武道・ 体育 指導 I類	柔 道	2	11	8	72.7	7	1.1	7	100.0	1	8.0	1
	剣 道	2	6	3	50.0	3	-	3	-	2	1.5	2
	計	4	17	11	64.7	10	1.1	10	100.0	3	3.7	3

サイバー犯罪捜査I類	2	7	4	50.0	4	1.3	4	0.0	2	-	1
サイバー犯罪捜査II類	2	37	10	50.0	8	1.3	5	0.0	2	-	2
計	4	44	14	31.8	12	1.2	9	75.0	4	3.5	3

総 合 計	410	7,066	3,871 (3,595)	54.8	3,095	1.3	2,462	79.5	761 (756)	5.1	433
-------	-----	-------	------------------	------	-------	-----	-------	------	--------------	-----	-----

令和3年10月1日時点

注 () 内は県外募集を除く数字。

(5) 性別・住所別・学歴別の状況

ア 受験者

試験区分	総数	住所		最終学歴						
		県内	県外	大学院	大学	短大	高専・専修	高校	その他	
上級試験	一般行政	1,260	904	356	48	1,181	2	10	17	2
	福祉	62	50	12	2	57	1	2	0	0
	心理	27	20	7	9	18	0	0	0	0
	設備	51	42	9	14	34	0	2	1	0
	総合土木	85	58	27	6	77	0	1	1	0
	建築	21	14	7	3	18	0	0	0	0
	化学	33	20	13	13	20	0	0	0	0
	農業	49	36	13	13	35	0	1	0	0
	林業	14	6	8	5	9	0	0	0	0
	小計	1,602	1,150	452	113	1,449	3	16	19	2
	小・中事務上級	152	124	28	0	138	3	5	6	0
	警察事務上級	147	125	22	0	136	1	6	4	0
	計	1,901	1,399	502	113	1,723	7	27	29	2
免許資格職試験	薬剤師	23	18	5	2	21	0	0	0	0
	獣医師	15	6	9	0	15	0	0	0	0
	保健師	26	13	13	1	24	0	1	0	0
	保健師(警察)	7	3	4	1	6	0	0	0	0
	司書	98	65	33	5	91	2	0	0	0
	計	169	105	64	9	157	2	1	0	0
初級試験	一般事務	244	179	65	0	0	6	113	124	1
	設備	9	6	3	0	0	0	2	7	0
	総合土木	8	6	2	0	0	0	0	8	0
	小計	261	191	70	0	0	6	115	139	1
	小・中事務初級	163	117	46	0	0	1	78	84	0
	警察事務初級	108	84	24	0	5	2	37	64	0
	計	532	392	140	0	5	9	230	287	1
経験者職員採用試験	民間企業等職務経験者区分									
	一般行政	186	131	55	20	146	5	6	9	0
	設備	18	12	6	5	10	0	1	2	0
	総合土木	16	12	4	2	11	0	2	1	0
	建築	7	5	2	0	3	0	4	0	0
	農業	29	20	9	3	21	0	4	1	0
	海外活動等職務経験者区分									
	一般行政	11	10	1	0	11	0	0	0	0
計	267	190	77	30	202	5	17	13	0	
合計	2,869	2,086	783	152	2,087	23	275	329	3	

※性別については、令和2年度より性的少数派への配慮の観点から申請の性別欄を廃止しているため把握できない。

イ 合格者

試験区分	総数	住 所		最 終 学 歴						
		県内	県外	大学院	大学	短大	高専・専修	高校	その他	
上級試験	一般行政	333	230	103	8	323	0	0	2	0
	福祉	32	24	8	2	29	0	1	0	0
	心理	16	10	6	6	10	0	0	0	0
	設備	22	16	6	6	15	0	1	0	0
	総合土木	37	28	9	3	34	0	0	0	0
	建築	11	9	2	1	10	0	0	0	0
	化学	4	3	1	1	3	0	0	0	0
	農業	21	14	7	7	13	0	1	0	0
	林業	7	3	4	3	4	0	0	0	0
	小計	483	337	146	37	441	0	3	2	0
	小・中事務上級	26	20	6	0	24	0	2	0	0
	警察事務上級	28	24	4	0	26	0	1	1	0
	計	537	381	156	37	491	0	6	3	0
免許資格職試験	薬剤師	12	9	3	0	12	0	0	0	0
	獣医師	12	5	7	0	12	0	0	0	0
	保健師	11	7	4	1	9	0	1	0	0
	保健師(警察)	3	3	0	0	3	0	0	0	0
	司書	8	6	2	1	7	0	0	0	0
	計	46	30	16	2	43	0	1	0	0
初級試験	一般事務	28	22	6	0	0	0	14	14	0
	設備	4	2	2	0	0	0	2	2	0
	総合土木	3	3	0	0	0	0	0	3	0
	小計	35	27	8	0	0	0	16	14	0
	小・中事務初級	27	20	7	0	0	0	14	14	0
	警察事務初級	17	12	5	0	1	0	7	9	0
	計	79	59	20	0	1	0	37	37	0
経験者職員採用試験	民間企業等職務経験者区分									
	一般行政	12	9	3	1	11	0	0	0	0
	設備	4	2	2	2	2	0	0	0	0
	総合土木	3	3	0	1	2	0	0	0	0
	建築	3	1	2	0	2	0	1	0	0
	農業	2	2	0		2	0	0	0	0
	海外活動等職務経験者区分									
	一般行政	2	1	1	0	2	0	0	0	0
計	26	18	8	4	21	0	1	0	0	
合計	688	488	200	43	556	0	45	40	0	

※性別については、令和2年度より性的少数派への配慮の観点から申請の性別欄を廃止しているため把握できない。

2 採用選考

職員の任用に関する規則第15条に基づき、職員採用選考を実施した。

定例選考においては、選考職種は18職種で、被選考者数は前年度より2名増加し、423人となった。

看護師選考の被選考者数は前年度より16人減少して252人となり、合格者は前年度より13人減少して185人となった。

(1) 採用選考実施状況 総括表

区分	被選考者 人	合格者 人	採用者 人	採用の内訳					
				知事 人	教育 人	警察 人	病院 人	その他 人	
割愛採用等	部長級	0	0	0	-	-	-	-	-
	副部長級	3	3	3	1	1	1	-	-
	課長級	11	11	11	2	6	3	-	-
	副課長級	8	8	8	-	-	8	-	-
	主幹級	8	8	8	2	5	1	-	-
	主査級	23	23	23	7	13	3	-	-
	主任	2	2	2	1	-	-	-	1
主事・技師	4	4	4	2	2	-	-	-	
計	59	59	59	15	27	16	0	1	
障害者	一般事務	254	21	15	6	8			1
	警察事務	35	7	6			6		
計	289	28	21	6	8	6	0	1	
氷河期	一般事務	945	6	4	4				
	計	945	6	4	4	0	0	0	0
定例選考	看護師	252	185	164				164	
	診療放射線技師	2	1	1				1	
	臨床検査技師	17	9	8				8	
	理学療法士	3	2	2				2	
	作業療法士	1	1	1	1				
	言語聴覚士	1	1	1				1	
	職業訓練指導員(機械科)	6	1	1	1				
	職業訓練指導員(冷凍空調機器科)	1							
	職業訓練指導員(コンピューター制御若しくはメカトロニクス又は情報処理)	3	1						
	職業訓練指導員(自動車整備科)	2							
	歩行訓練士	2	2	1	1				
	保育士	9	7	5	5				
	学芸員(考古)	2	1	1		1			
	学芸員(歴史(近世史))	8	3	2		2			
	学芸員(民俗)	8	1	1		1			
	環境研究(環境化学)	2	1	1	1				
	臨床工学技士	1	1	1				1	
	医療社会事業職	2							
	病院薬剤師	12	9	6				6	
	病院管理栄養士	2	2	2				2	
がん研究職	4	2	2				2		
児童福祉司	2	1							
保健師	38	24	16	16					
計	423	289	248	54	4	0	190	0	
合計	1427	354	311	73	31	16	190	1	

注 割愛採用等には、併任職員及びさいたま市立の小・中学校からの異動(採用)は含まない。
任命権者委任分については、別表(任命権者委任分)を参照。

別表 任命権者委任分

令和2.3.31現在

	区分	被選考者	合格者	内定者 (採用者)	内定（採用）の内訳				備考
					知事	教育	警察	病院	
定例選考	医師	62	62	62	6	-	-	56	
	歯科医師	-	-	0	-	-	-	-	
割愛採用	警部	18	18	18	-	-	18	-	
	警部補	12	12	12	-	-	12	-	
	巡査部長	22	22	22	-	-	22	-	
	巡査長	-	-	-	-	-	-	-	
	巡査	7	7	7	-	-	7	-	

(2) 主な選考の実施状況

ア 医療従事職員

区分	採用候補者 a	被選考者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍率 b/c	選考日	合格 発表日	選考の方法
看護師	人	人	%	人	倍			作文試験 (1題1時間) 適性試験 人物試験
	274	213	77.7	165	1.29	令和 2. 5. 16	令和 2. 6. 15	
	44	39	88.6	20	1.95	令和 2. 11. 23	令和 2. 12. 14	
受験資格	○昭和36.4.2以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者又は令和2年度に行われる 国家試験により免許取得見込みの者（国籍不問） ○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者							

イ 障害者を対象とした選考

区分	申込者 a	被選考者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍率 b/c	選考日	合格 発表日	選考の方法
一般事務	人	人	%	人	倍			【1次選考】 教養試験 (択一40問2時間) 作文試験 (1題1時間)
警察事務	347	254	73.2	21	12.10	(1次) 令和 2. 10. 18	(1次) 令和 2. 11. 5	
受験資格	○昭和36.4.2～平成15.4.1までに生まれた者 ○身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1～6級の者 または 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 または 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障 害者職業センターによる知的障害者であることの判定書の交付を受けている者 ○日本国籍を有する者 ○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者							
	45	35	77.8	7	5.00	(2次) 令和 2. 11. 14	(最終) 令和 2. 12. 8	【2次選考】 人物試験

ウ 就職氷河期世代を対象とした選考

区分	申込者 a	被選考者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍率 b/c	選考日	合格 発表日	選考の方法
一般事務	945 人	945 人	100.0 %	6 人	157.50 倍	(1次) - (2次) 令和 2.10.22 ~2.11.20 (3次) 令和 2.12.24	(1次) 令和 2.10.9 (2次) 令和 2.12.15 (最終) 令和 3.1.14	【1次選考】 書類選考 【2次選考】 基礎能力検査 適性試験 【3次選考】 人物試験
受験資格	○昭和45.4.2~昭和61.4.1までに生まれた者 ○日本国籍を有する者 ○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者							【3次選考】 人物試験

3 昇 任

地方公務員法第21条の4第1項、職員の任用に関する規則第21条の2及び第21条の10の規定に基づき、競争試験又は選考により、職員の昇任を行った。

競争試験には、警部昇任試験、警部補昇任試験及び巡査部長昇任試験があり、職員の任用に関する規則第21条の8の規定に基づき、警察本部長に委任している。

選考では、職員の任用に関する規則第21条の14の規定に基づき、警部、警部補、巡査部長の職への昇任を警察本部長に委任し、それ以外は人事委員会の選考により行った。

なお、人事委員会が行う選考のうち、一般行政事務に従事する職員の主査級への昇任については、職員の任用に関する規則第21条の11の規定に基づき、主査級昇任試験を実施した。

(1) 試 験

警察官昇任試験実施状況

区 分	申込者 a	一次試験			二次試験			口 述 術 科 受 験 者	最 終 合 格 者 f	最 終 倍 率 b/f
		受 験 者 b	合 格 者 c	倍 率 b/c	受 験 者 d	合 格 者 e	倍 率 d/e			
警 部	1,644	1,620	444	3.6	437	115	3.8	115	60	27.0
警部補	2,542	2,499	539	4.6	533	279	1.9	279	192	13.0
巡査部長	2,546	2,526	653	3.9	653	438	1.5	438	329	7.7

(2) 選 考

ア 昇任選考

職	被 選 考 者	合 格 者	職	被 選 考 者	合 格 者	
知 事	部 長 級	10 人	10 人	部 長 級	0 人	0 人
	副 部 長 級	26	26	副 部 長 級	0	0
	課 長 級	59	59	課 長 級	0	0
	副 課 長 級	106	106	副 課 長 級	0	0
	主 幹 級	152	152	主 幹 級	1	1
	主 査 級	148	148	主 査 級	1	1
小 計	501	501	小 計	2	2	
県 議 会 議 長	部 長 級	1	1	部 長 級	0	0
	副 部 長 級	0	0	理 事 官 級	19	19
	課 長 級	1	1	警 部 視	94	94
	副 課 長 級	0	0	警 部 ※	3	3
	主 幹 級	1	1	警 部 補 ※	0	0
	主 査 級	0	0	巡 査 部 長 ※	0	0
小 計	3	3	部 長 級	1	1	
選 挙 管 理 委 員 会	部 長 級	0	0	副 部 長 級	2	2
	副 部 長 級	0	0	課 長 級	2	2
	課 長 級	0	0	副 課 長 級	5	5
	副 課 長 級	0	0	課 長 補 佐 級	16	16
	主 幹 級	0	0	係 長 級	24	24
	主 査 級	0	0	小 計	166	166
小 計	0	0	(※を除く)	(163)	(163)	
代 表 監 査 委 員	部 長 級	1	1	部 長 級	0	0
	副 部 長 級	0	0	副 部 長 級	2	2
	課 長 級	0	0	課 長 級	7	7
	副 課 長 級	0	0	副 課 長 級	9	9
	主 幹 級	0	0	主 幹 級	12	12
	主 査 級	0	0	主 査 級	12	12
小 計	1	1	小 計	42	42	
教 育 委 員 会	部 長 級	1	1	部 長 級	0	0
	副 部 長 級	7	7	副 部 長 級	0	0
	課 長 級	8	8	課 長 級	0	0
	副 課 長 級	11	11	副 課 長 級	0	0
	主 幹 級	35	35	主 幹 級	0	0
	主 査 級	59	59	主 査 級	0	0
小 計	121	121	小 計	0	0	
下 水 道 事 業 管 理 者	部 長 級	0	0	合 計	849	849
	副 部 長 級	1	1	(※を除く)	(846)	(846)
	課 長 級	4	4			
	副 課 長 級	4	4			
	主 幹 級	1	1			
	主 査 級	3	3			
小 計	13	13				

注 ※印の職への昇任選考は、職員の任用に関する規則第21条の14の規定により、警察本部長に委任したものである。

イ 主査級昇任試験（第47回）

(ア)実施日程、試験の方法及び受験資格

区分	試験の方法	試験日	合格発表日	受験資格
第1次試験	択一式40問 (1時間40分)	R2. 10. 18	R2. 10. 23	次のa及びbの要件をすべて満たす者とする。 a 一般行政事務に従事する主任のうち、令和3年3月31日（以下「基準日」という。）現在41歳未満であって、かつ、本県職員としての在職期間が1年を超える者。ただし、33歳未満の者にあつては、基準日現在において、主任在職期間が1年を超える者。 b 令和2年3月31日現在、人事委員会が別に定める研修を修了した者。ただし、人事委員会が特に認めた者については、特例として当該条件を満たす者とみなす。
第2次試験	論文（1時間）	R2. 11. 10	R2. 12. 11	
	プレゼンテーション ・説明資料作成 (1時間30分) ・個別説明 (約30分)	R2. 11. 10		
	個別面接 (約30分)	R2. 11. 17 11. 18 11. 19		

(イ)実施状況

区分	有資格者	申込者	申込率	受験者等	受験率等	合格者等	倍率
	a	b	b/a	c	c/a	d	c/d
第1次試験	266人	170人	63.9%	145人	54.5%	68人	2.1倍
第1次試験免除者	62	50	80.6	50	80.6	50	—
小計	328	220	67.1	195	59.5	118	—
第2次試験	118	—	—	118	100.0	70	1.7 [最終] 2.8

4 転任

職員の任用に関する規則第3条第3項の規定に基づき、職に欠員を生じ、これを転任によって補充しようとする場合について、その承認を行った。

区 分	合 計	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	公 営 企 業 管 理 者	そ の 他
	人	人	人	人	人	人
教員から事務職員	26	5	21	—	—	—
事務職員から警察官	6	—	—	6	—	—
警察官から事務職員	6	6	—	—	—	—
警察官から技術職員	—	—	—	—	—	—
技能職員から技術職員	—	—	—	—	—	—
合 計	38	11	21	6	—	—

5 臨時的任用

職員の任用に関する規則第39条及び第40条の規定に基づき、職に欠員が生じた場合において、臨時的任用を行うこと及びその期間の更新を行うことについて、その都度承認を行った。

職		承 認 状 況	
		新 規	更 新
教育委員会	主 事 (高校)	60	57
	主 事 (特別支援)	18	19
	主 事 (教育事務所)	0	0
	主 事 (博物館)	0	0
	主 事 (教育局等)	4	3
	事務主事 (小・中)	125	107
	司 書 (図書館)	0	0
	司 書 (高校)	0	10
	司 書 (教育局等)	13	13
	栄養技師 (高校)	0	9
	栄養技師 (特別支援)	1	1
	学校栄養職員 (小・中)	52	49
	学 芸 員	4	4
	技 師	0	1
病 院	医 員	0	0
	技 師	6	8
	司 書	0	0
	主 事	1	0
警察本部	警察主事	0	0
合 計		284	281

第 3 章 給 与 関 係

職員の給与に関して、令和 2 年 4 月現在における職員の給与及び県内民間事業所の給与を調査し、これらに基づいて、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

1 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 令和 2 年 5 月 12 日 職員の特殊勤務手当に関する意見

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同感染症により生じた事態に対処するために緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるものについて、特例を措置することが適当（令和 2 年 1 月 28 日から実施）

〔 1 日当たり 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う業務等に従事した場合 4,000 円） 〕

(2) 令和 2 年 10 月 22 日 職員の期末手当等に関する報告（意見）及び勧告

ア 民間給与の調査（職種別民間給与実態調査）

職員の給与を検討するため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の民間事業所のうち、層化無作為抽出法によって抽出した 470 の事業所について、特別給等に関する調査（民間事業所における令和元年 8 月から令和 2 年 7 月までの特別給等の支給実績等に関する調査）を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

イ 職員給与と民間給与との比較

令和元年 8 月から令和 2 年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額 of 4.44 月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数（4.50 月）が民間の特別給の年間支給割合を上回っていた。

ウ 職員の特別給の改定

民間の特別給の年間支給割合に見合うように、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を引下げる。

（年間 4.50 月 → 4.45 月、引下げ分は期末手当の支給月数に反映）

(3) 令和2年11月12日 職員の給与等に関する報告（意見）

ア 職員の給与に関する報告（意見）

(ア) 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和2年職員給与実態調査」によると、令和2年4月1日において、職員の総数は53,923人で、平均年齢は39.8歳となっている。これらの職員の平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当等の合計額）は、398,816円となっている。

これらのうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均年齢は42.1歳、平均給与月額は380,503円となっている。

(イ) 民間給与の調査（職種別民間給与実態調査）

特別給等に関する調査に引き続き実施した、月例給等に関する調査では、公務と類似すると認められる54職種の15,222人の従業員について、令和2年4月分として支払われた給与月額等を個別に調査した。

(ウ) 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつてはこれと類似すると認められる職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ精密に比較した。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均87円（0.02%）上回っていた。

(エ) 生計費

令和2年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ215,640円、251,160円及び286,700円となっている。

(オ) 職員の月例給の改定

公民給与較差が小さいことから、給料表等の月例給の改定を行わない。

(4) 令和2年11月12日 人事管理に関する報告（意見）

ア 人材の確保、育成及び活用

(ア) 人材の確保

人材確保が厳しい中、複雑化する県民ニーズに対応するため、様々な背景を持つ多様な人材をあらゆる方法で確保することが重要である。

今年度は、社会全体として就職氷河期世代の支援に取り組むという国の方針を受け、本県でも同世代を対象とした職員採用選考を実施した。

今年度の採用選考方法等を検証し今後にかかしていく。

(イ) 人材の育成

日ごろの職務の中での指導助言のほか、職員研修や計画的な人事異動などを行うとともに、職員の主体的なキャリアプランニングを支援するなど、職員の能力・意欲の向上を促すマネジメントを実行することが重要である。

加えて、年齢別における職員構成の特徴を踏まえ、中長期的な視点に立った人材育成に取り組むことが求められている。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

人事評価の公平性や客観性、納得性に十分留意し、今後も人事評価を任用・給与等の人事管理により適切な活用を図っていくことが重要である。

主査級昇任試験については、令和2年度から、第1次試験の免除を受けられる回数を2回から3回に増やし、試験対象者がライフプランに応じて試験に取り組めるよう改めた。

引き続き、出産や育児、介護等の事情を抱える職員でも受験しやすくなるような方策を検討していくとともに、先輩職員の経験を聞くことができる機会を設けるなど、試験にチャレンジする意欲の醸成に努めていく。

(エ) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり

女性のキャリア形成に資する計画的な人事異動や研修の充実などの取組を着実に実行するとともに、女性の活躍に向けた意識を醸成する必要がある。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークによる多様な働き方が進んだ。女性職員の活躍を強力に推進するためには、このような働き方の見直しとともに、男性職員も含めた職員全体の意識改革が不可欠である。

(オ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

定年の引上げについて国の動向を注視しつつ、本県においても国の制度設計や他の都道府県の動向等を踏まえ、検討を進めていく必要がある。さらに、定年延長に伴う新規採用者数への影響や現行の再任用制度からの円滑な移行など、人事制度全体への影響にも留意することが求められる。

イ 「新しい生活様式」に応じた多様な働き方

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの働き方

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本県では時差通勤やテレワークを推進し、各職場では「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避など業務執行方法を見直した。こうした対策への取組を、多様な働き方の推進や業務効率化などの契機と捉え、今後に向けて積極的に生かしていくこと、職員が安心して働き続けることのできる環境を整備していくことが重要である。

(イ) 仕事と生活の両立支援の推進

新型コロナウイルスの終息後も、テレワークの推進、時差通勤やフレックスタイム等の活用による勤務時間の弾力的割振りにより、職員が多様な働き方を選択できるようにしていくことが求められる。

男性職員の一定期間の育児休業や子育て休暇など育児関連休暇の取得を促進していく必要がある。

ウ 働き方改革と勤務環境の整備等

(ア) 総実勤務時間の縮減

時間外勤務縮減のために所属長等による業務の見直し、ICTの活用など事務事業の更なる効率化を推進していく必要がある。

学校現場においては、ICカードによる勤務管理システムが導入された。学校の管理職は、この勤務管理システムを活用して教員の在校等時間を把握し、定められた上限時間を超えないよう業務の削減や見直しに取り組んでいくことが求められる。公立小中学校においても、市町村教育委員会と連携して取り組む必要がある。

(イ) 心身の健康管理

各職場においては、ストレスチェックの分析結果を活用して職場環境の改善に取り組むことが重要である。

テレワークなどの多様な働き方が広がる中においても職員の状況把握に十分留意し、新型コロナウイルス感染症への対応など緊急事態に対処するため長時間勤務となった職員が確実に医師による面接相談を受けられるようにしていく必要がある。

(ウ) ハラスメントの防止

今年度、任命権者においては、「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」を改正し、パワー・ハラスメントの禁止や苦情相談への対応等を規定した。職員一人一人が、ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などの取組が求められる。

(エ) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底

任命権者においては、公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図り、不祥事防止に取り組んでいくことが重要である。

(5) 令和3年1月7日 職員の特殊勤務手当に関する意見

児童相談所に勤務する児童福祉司等の業務の特殊性、困難性が増加しているため、福祉保健業務手当について、必要な措置を講ずることが適当（令和2年4月1日から実施）

〔 児童相談所に勤務する児童福祉司又は判定を行う所員が、社会福祉に関する業務に従事した月1月につき20,000円に引上げ 〕

2 職員給与実態調査

(1) 令和2年4月における職員の平均給与月額等は、次のとおりである。

	行政職給料表適用職員	全職員
給料	329,592	346,507
扶養手当	7,337	7,480
地域手当	29,021	30,047
住居手当	5,797	6,148
管理職手当	8,749	4,873
その他	7	3,761
平均給与月額	380,503	398,816

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む

2 その他は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

(2) 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当	その他の 手当	平均給与月額
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
行政職	8,375	42.1	19.8	329,592	7,337	29,021	5,797	8,749	7	380,503
公安職	11,609	37.6	16.8	331,082	11,244	28,795	4,572	1,810	132	377,635
研究職	296	42.3	19.1	361,290	9,426	31,902	6,872	9,373	0	418,863
医療職(1)	52	47.0	22.5	472,121	8,865	85,194	5,827	51,473	228,573	852,053
医療職(2)	348	40.6	17.3	328,991	4,524	28,249	5,980	4,006	0	371,750
医療職(3)	223	41.9	19.0	339,237	4,345	28,902	4,840	1,727	0	379,051
教育職(1)	10,093	41.9	19.3	372,157	6,951	31,938	6,853	2,823	7,601	428,323
教育職(2)	21,875	39.0	16.3	351,082	5,960	30,311	6,770	6,069	5,149	405,341
学校栄養職	56	41.9	20.6	337,487	2,081	28,219	4,673	0	0	372,460
事務職	995	38.5	17.2	305,002	4,965	25,811	6,889	0	0	342,667
特定任期付職員	1									
全給料表	53,923	39.8	17.5	346,507	7,480	30,047	6,148	4,873	3,761	398,816

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

(3) 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	職員数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,375	78.0	7.0	14.9	0.1	65.0	35.0
公安職給料表	11,609	41.2	5.4	53.4	—	88.6	11.4
研究職給料表	296	96.0	2.0	2.0	—	75.7	24.3
医療職給料表(1)	52	100.0	—	—	—	82.7	17.3
医療職給料表(2)	348	85.6	14.1	0.3	—	36.5	63.5
医療職給料表(3)	223	54.7	44.9	0.4	—	11.2	88.8
教育職給料表(1)	10,093	95.2	2.8	2.0	—	57.7	42.3
教育職給料表(2)	21,875	93.0	7.0	0.0	—	44.8	55.2
学校栄養職給料表	56	30.4	69.6	—	—	5.4	94.6
事務職給料表	995	49.1	14.0	36.9	—	44.1	55.9
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	53,923	78.9	6.2	14.9	0.0	59.8	40.2

(注) 再任用職員は含まれていない(以下(5)まで同じ。)

(4) 給料表別・級別人員分布

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	861	1,438		1,447	2,461	975	749	333	85	10	16
公安職給料表	631	1,517		2,368	4,292	1,684	528	382	150	57	
研究職給料表	—	68		173	53	2					
医療職給料表(1)	13	14		18	7						
医療職給料表(2)	2	27		77	90	97	48	7	—		
医療職給料表(3)	—	22		77	34	68	22	—			
教育職給料表(1)	182	9,367	105	261	178						
教育職給料表(2)	—	19,234	523	1,100	1,018						
学校栄養職給料表	—	—		4	28	24					
事務職給料表	138	170		232	199	128	128				

(5) 給料表別・年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	公安職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (1)	教育職 (2)	学校 栄養職	事務職	特定 任期付 職員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下												
18	7	127								3		137
19	13	123								12		148
20	22	151			1	1		2		11		188
21	24	152				1	1	1		15		194
22	182	280	3		4	9	87	398		21		984
23	181	336	1		1	6	159	524		24		1,232
24	207	332	7	2	7	6	221	588		16		1,386
25	236	330	9	2	2	4	291	759		28		1,661
26	205	295	7	2	14	5	299	793		44		1,664
27	261	336	11		15	3	307	809		28		1,770
28	228	334	7	1	15	4	340	862		22		1,813
29	274	254	10		14	6	332	882		33		1,805
30	252	349	11	2	12	6	347	878		32		1,889
31	198	383	6	1	21	5	366	892	3	39		1,914
32	178	398	8	3	11	6	353	886	1	48		1,892
33	188	390	4	1	13	5	315	828	2	54		1,800
34	190	419	6		19	6	272	804	6	29		1,751
35	158	444	4		9	4	256	681	5	28		1,589
36	148	420	10		9	4	220	631	5	26		1,473
37	136	435	8	2	9	4	224	616	3	25		1,462
38	143	458	5		14	4	181	572	5	41		1,423
39	148	415	7		7	5	232	540	1	27		1,382
40	133	398	5		5	3	187	505	2	29		1,267
41	123	341	4		2	4	205	515	2	15		1,211
42	130	333	10	3	5	9	180	455		18		1,143
43	150	286	8	1	3	4	206	353		11		1,022
44	144	248	6		5	6	200	382		16		1,007
45	207	292	8		2	7	214	388	5	15		1,138
46	255	266	7	2	5	2	208	388	1	21		1,155
47	249	226	11	1	4	6	223	330		21		1,071
48	321	195	7	1	8	12	178	339	2	19		1,082
49	329	164	11		10	9	200	337	2	20		1,082
50	291	152	7	2	8	8	186	374	3	15		1,046
51	318	171	13	2	10	5	185	376		18		1,098
52	332	142	15	1	7	9	223	408		14		1,151
53	245	129	13	2	8	4	249	404		10		1,064
54	291	175	12	1	12	5	317	422	2	16		1,253
55	268	174	10	4	11	11	383	484		22		1,367
56	299	188	6	2	11	6	412	521	1	21		1,467
57	270	177	8	3	13	4	425	637	1	24		1,562
58	207	180	7	3	16	6	448	656	2	33		1,558
59	234	210	4		6	9	459	654	2	31		1,609
60		1					2	1				4
61				3								3
62				2								2
63				2								2
64												0
65				1								1
66歳以上												0
合計	8,375	11,609	296	52	348	223	10,093	21,875	56	995	1	53,923

3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査した。

(1) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- (ア) 令和元年8月から令和2年7月までの特別給の支給実績
- (イ) 民間企業における給与改定の状況等
- (ウ) 令和2年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- (エ) 令和2年4月分の初任給の状況

イ 調査期間

令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア(ア)及び(イ)に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ア(ア)及び(イ)に関する調査（以下、「特別給等に関する調査」）
6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ア(ウ)及び(エ)に関する調査（以下、「月例給等に関する調査」）
8月17日（月）～9月30日（水）

(2) 調査の範囲等

ア 調査の範囲

(ア) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所

なお、令和2年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

- ・特別給等に関する調査：2,072事業所
- ・月例給等に関する調査：2,070事業所（※）
※ 月例給等に関する調査時に、新たに規模不適が判明した2事業所を除外している。

(イ) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

イ 調査事業所の抽出

調査対象事業所を組織、規模、産業によって24層に層化し、これらの層から470事業所を無作為に抽出

ウ 調査実人員

15,222人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は91,018人。

【産業別・企業規模別調査事業所数（特別給等に関する調査）】

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 391	事業所 194	事業所 143	事業所 54
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	20	8	7	5
製 造 業	185	73	79	33
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	64	36	19	9
卸 売 業 , 小 売 業	31	18	11	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	13	12	1	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	78	47	26	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が74所あった。
- 2 調査対象事業所470所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所5所を除いた465所に占める調査完了事業所391所の割合（調査完了率）は、84.1%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

【産業別・企業規模別調査事業所数（月例給等に関する調査）】

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産業計	事業所 367	事業所 185	事業所 132	事業所 50
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業， 建設業	19	7	7	5	
製造業	170	68	74	28	
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業，郵便業	64	38	18	8	
卸売業，小売業	28	17	8	3	
金融業，保険業， 不動産業，物品賃貸業	13	12	1	—	
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	73	43	24	6	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が96所あった。
- 2 調査対象事業所470所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた463所に占める調査完了事業所367所の割合（調査完了率）は、79.3%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 4 章 公平審査関係

公平審査制度は、職員の身分保障、権利救済を目的として地方公務員法によって創設されたものである。これは、中立、公正な第三者機関である人事委員会に準司法的機能を与え、任命権者の人事上の権限行使についてチェックし、もって適正な行政運営を確保することにある。

1 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法は、違法又は不当な不利益処分の事後的な救済を目的として審査請求の制度を設けている（第 49 条から第 51 条の 2 まで）。これは、任命権者によって懲戒等自己の意に反する不利益な処分を受けた職員が、人事委員会に対して審査請求を行い、人事委員会は、その処分を審査して、適法かつ妥当であればこれを承認し、違法又は不当であれば当該処分の取消しや修正をするとともに、必要があれば、任命権者に対して、その職員が被った不当な取扱いを是正する措置を指示するものである。

令和元年度から令和 2 年度に引き継がれた事案は 15 事案 20 件（うち昭和 60 年以前に請求がなされたものは、12 事案 17 件）であったが、令和 2 年度中に 4 事案 4 件の請求があった。

令和 2 年度においては、4 事案 5 件について終了の決定を行い、2 事案 2 件について処分承認の裁決を行い、1 事案 1 件について却下の決定を行ったため、令和 3 年 3 月末における係属事案は、11 事案 16 件である。

なお、係属中の事案は、次のとおりである。

係属中の不利益処分審査請求事案

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

事案名	処分者	処分内容	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	停職 減給 戒告	現在 12件
令和元年（不）第3号事案	知事	懲戒免職	
令和2年（不）第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	
令和3年（不）第1号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	
平成31年（不）第1号再 審事案	埼玉県教育委員会	減給処分	

2 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法は、職員が、給与・勤務時間その他の勤務条件について適当な措置がとられることを可能にするため勤務条件に関する措置の要求の制度を設けている（第46条から第48条まで）。職員は、職員としての地位に基づく経済上の権利を確保するため、当局（権限を有する地方公共団体の機関）の適当な措置がとられるべきことの審査を人事委員会に求めることができる。そして、人事委員会は審査の結果これを認めるべきと判断したときは、その権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については当局に実行させるため必要な措置を勧告するものである。

令和元年度から令和2年度に引き継がれた事案は2事案2件、令和2年度に0事案0件の要求があった。

令和2年度においては、1事案1件について却下、1事案1件について一部認容、一部棄却、一部却下の判定を行った。令和3年3月末における係属事案は0事案0件である。

3 苦情相談

地方公務員法は、人事委員会の事務として職員からの苦情を処理することを定めており（第8条）、当委員会では、平成17年度から相談窓口を設け、審査請求や措置要求までに至らないような勤務条件などに関する職員からの苦情相談を行っている。

令和2年度における相談件数は46件（前年度31件）、相談の主な内容は、いじめ・パワハラ等17件、勤務条件8件となっている。

第 5 章 勤務条件関係

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第 24 条において根本基準が規定され、同法第 8 条において人事委員会がその制度の研究成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出することとされている。

また、地方公務員には、原則として労働基準法及び労働安全衛生法が適用され、このうち、非現業職員に対する労働基準監督機関としての職権は、地方公務員法第 58 条第 5 項により、人事委員会が行うものとされている。

さらに、職員団体に関しては、人事委員会が職員団体の登録を行うとともに、人事委員会規則により管理職員等の範囲を定めている。

1 人事管理に関する報告（意見）

令和 2 年 10 月 22 日、地方公務員法第 8 条の規定に基づき、議会及び知事に対して、人事管理に関する報告（意見）を行った。

このうち、勤務環境等の整備に関する報告（意見）の概要は、第 3 章 1（2）イ以下のとおりである。

2 労働基準監督の状況

労働基準法及び労働安全衛生法の規定は、地方公務員法第 58 条第 3 項の規定により除外されるものを除き、原則として職員に適用される。その適用に関して、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、労働基準法別表第 1 第 12 号及び官公署（別表第 1 に掲げる事業を除く。）の事業に従事する職員について、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使している。

(1) 認定、許可、検査等

令和 2 年度中に本委員会が行使した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督機関の職権行使事項は次のとおりである。

内 容	知 事	教 育	警 察	計
① 労働基準法関係				
ア 事業所の号別決定	1	0	0	1
イ 時間外・休日労働に関する協定届	28	186	0	214
ウ 宿直又は日直勤務許可	0	0	0	0
エ 解雇予告除外認定	0	4	0	4
② 労働安全衛生法関係				
ア 総括安全衛生管理者選任報告	0	0	0	0
イ 衛生管理者選任報告	17	62	29	108
ウ 産業医選任報告	16	8	8	32
エ 労働者死傷病報告	3	4	64	71
オ 機械等設置届	0	2	1	3
カ 機械等設置報告	0	0	0	0

(2) 参考

県の機関については、令和3年3月31日現在、労働基準法の規定に基づく号別決定等が次のとおりなされている。

ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する機関【359事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
12	教育業 研究業 調査業 [216]	知事 [22]	環境科学国際センター、消防学校[2]、衛生研究所、高等看護学院、高等技術専門校[6]、職業能力開発センター、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、農業大学校、農業技術研究センター、農業技術研究センター各試験場[2]、茶業研究所、水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
		教育 [193]	総合教育センター、総合教育センター江南支所、図書館[2]、近代美術館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、げんきプラザ[2]、伊奈学園中学校（給食場を除く。）、県立高等学校（給食場を除く。）[139]、特別支援学校（寄宿舎及び給食場を除く。）[41]
		警察[1]	警察学校
別表第1 の各号に 属さない 事業 [142]	議会[1]	議会事務局	
	知事 [72]	本庁、東京事務所、パスポートセンター、地域振興センター[9]、県税事務所[14]、自動車税事務所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、防災航空センター、環境管理事務所[7]、福祉事務所[4]、精神保健福祉センター、発達障害総合支援センター、児童相談所（中央、南、所沢及び越谷の保護担当を除く。）[7]、食肉衛生検査センター、動物指導センター、計量検定所、農林振興センター（さいたま・東松山・秩父・本庄・加須・春日部）[6]、川越農林振興センター管理部・農業支援部・農村整備部、川越農林振興センター林業部、大里農林振興センター管理部、大里農林振興センター農業支援部、病虫害防除所、家畜保健衛生所[3]、総合技術センター、建築安全センター[3]	
	教育[5]	本局、教育事務所[4]	
	警察 [61]	本庁、装備課、生活経済課、自動車警ら隊、サイバー犯罪対策課、鉄道警察隊、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許本部、公安第二課、公安第三課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部、警察署[39]	
	監査[1]	監査事務局	
	人事委員会[1]	人事委員会事務局	
	労働委員会[1]	労働委員会事務局	
収用委員会[1]	収用委員会事務局		

イ 所轄の労働基準監督署が職権を行使する機関【48事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
1	製造加工業 [1]	教育 [1]	県立学校の給食場
3	土木建築業 [20]	知事 [20]	大里農林振興センター農村整備部、寄居林業事務所、県土整備事務所[12]、西関東連絡道路建設事務所、鉄道高架建設事務所、総合治水事務所、八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、営繕・公園事務所
7	畜産業 水産業 [1]	知事 [1]	秩父高原牧場
13	保健衛生業 [24]	知事 [19]	保健所[13]、総合リハビリテーションセンター、児童相談所保護担当(越谷、中央、所沢、南)[4]、埼玉学園
		教育 [5]	特別支援学校寄宿舎[5]
14	娯楽場 [1]	知事 [1]	県営競技事務所
15	清掃と畜場 [1]	知事 [1]	環境整備センター

(3) ボイラー及び第一種圧力容器性能検査（労働安全衛生法第41条関係）

性能検査は、（一社）日本ボイラ協会埼玉検査事務所及び（公社）ボイラ・クレーン安全協会埼玉事務所が実施している。

（単位：基）

	知事部局	教育局	警察本部	計
ボイラー	4	8	2	14
第一種圧力容器	6	5	2	13
計	10	13	4	27

3 職員団体の登録状況

職員団体は、地方公務員法第53条の規定に基づく、職員団体の登録に関する条例の定めるところにより、人事委員会に登録の申請を行うことができる。

職員団体は、登録を受けることにより、①地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと（第55条）、②職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること（第55条の2）、③人事委員会に申し出て法人格を取得できること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項）が認められる。

人事委員会に登録されている職員団体は、令和3年3月末現在15団体である。

令和2年度には、埼玉県県土整備都市整備職員組合、埼玉県高等学校教職員組合、埼玉県教職員組合、埼玉県職員組合、埼玉教育労働者組合、埼玉高等学校教職員組合、児玉郡市教職員組合、比企教職員組合及び学校ユニオン埼玉から役員等についての登録事項変更届が提出され、全統一埼玉県GTT教職員組合から職員団体登録申請書が提出されたので、これらを受理し、登録を行った。

(令和3年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・ 非法人 の別	単位団体 又は連合 体の別	役員数 (名)	構成員数 (名)	登 録 年 月 日
埼玉県県土整備 都市整備職員組合	さいたま市南区沼影2-4-7 (さいたま県土整備事務所内)	中山 洋	法 人	単位団体	7	477	昭和 41.10.6
埼玉県高等学校教職員組合	さいたま市浦和区高砂3-12 -24(埼玉教育会館内)	小澤 道夫	法 人	単位団体	35	1,812	41.10.8
埼玉県教職員組合	さいたま市浦和区高砂3-12 -24(埼玉教育会館内)	北村 純一	法 人	単位団体	19	661	41.10.8
埼玉県職員組合	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁内)	竹淵 晴男	非法人	単位団体	22	502	41.10.8
埼玉県独立高等学校 教 職 員 組 合	さいたま市浦和区高砂4-4-1	田島 高行	非法人	単位団体	13	86	42.10.28
学校事務ネットワーク さいたま	さいたま市浦和区高砂4-3-5	磯田 勝	法 人	単位団体	11	19	51.11.29
埼玉教育労働者組合	八潮市八潮7-19-12	小沢 孝雄	法 人	単位団体	10	18	55.2.13
埼玉教職員組合	さいたま市浦和区仲町3-13 -10(ヤギシタビル4F)	金子 彰	法 人	単位団体	13	321	平成 1.12.25
埼玉高等学校教職員組合	さいたま市浦和区仲町3-13 -10(ヤギシタビル内)	嶋田 和彦	法 人	単位団体	11	142	1.12.25
児玉郡市教職員組合	本庄市児玉町吉田林910-1 (児玉教育会館内)	木村 和世	法 人	単位団体	10	101	2.4.17
比企教職員組合	東松山市六軒町19-17 (比企教育会館内)	田嶋 高治	法 人	単位団体	17	112	2.5.18
自治労埼玉県職員労働組合	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁内)	遠藤 裕治	非法人	単位団体	33	184	3.2.1
学校ユニオン埼玉	さいたま市中央区上落合2-4- 2-908	戸谷 克己	非法人	連合体	6	構成団体数 5(団体)	16.4.8
教育者ネットワーク埼玉	東松山市石橋2148-20	千野 武則	非法人	単位団体	3	32	22.9.30
全統一埼玉県GTT 教職員組合	東京都台東区上野1-12-6 (2階 全統一労働組合内)	市ノ川賢二	非法人	単位団体	26	7	令和 2.9.24

注 構成員数は、当該団体から届出のあった登録申請書又は登録事項変更届に記載のあった数である。

4 年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績

人事管理に関する報告（意見）の基礎資料とするため、令和元年の年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績について、調査を実施した。

(1) 年次休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
11.5	14.3	13.2	9.9	10.9	12.3	11.3	9.6	12.1	11.2
(11.1)	(14.3)	(13.0)	(10.3)	(12.3)	(13.7)	(12.5)	(10.3)	(12.4)	(12.0)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
11.1	8.9	9.6	14.0	9.1	12.9	12.7	11.1
(10.9)	(8.8)	(9.5)	(13.3)	(9.7)	(13.5)	(12.4)	(11.5)

(注) () 内の数字は、平成30年の数値である。

(2) 夏季休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
4.9	4.9	4.9	5.0	5.0	4.9	5.0	5.0	4.4	4.8
(4.8)	(4.8)	(4.8)	(5.0)	(5.0)	(5.0)	(5.0)	(5.0)	(4.6)	(4.9)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
4.9	4.9	4.9	4.9	4.0	5.0	4.8	4.8
(5.0)	(4.9)	(4.9)	(5.0)	(4.7)	(4.6)	(4.8)	(4.9)

(注) () 内の数字は、平成30年の数値である。

(3) 厚生計画実施に係る職務専念義務免除の状況（職員1人当たりの平均承認日数）
単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
2.2	2.8	2.5	1.4	2.9	2.5	3.0	3.0	2.0	2.6
(2.2)	(2.8)	(2.5)	(1.6)	(3.0)	(2.6)	(3.0)	(3.0)	(1.9)	(2.6)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
0.0	0.0	0.0	2.4	2.1	2.3	2.3	2.0
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.6)	(2.4)	(2.5)	(2.5)	(2.0)

(注1) 対象期間は令和元年5月～令和2年3月、（ ）内の数字は平成30年5月～平成31年3月の数値である。

(注2) 取得可能日数は3日である。

(4) 時間外・休日勤務時間（月平均の時間外・休日勤務時間）

単位（時間／月）

知事部局			教育委員会			
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	全体
17.9	9.5	12.8	23.3	18.1	5.8	16.1
(15.8)	(9.1)	(11.7)	(23.6)	(18.5)	(4.2)	(15.6)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
17.6	23.9	21.2	15.1	22.8	7.4	15.2	18.4
(18.2)	(23.3)	(21.7)	(12.3)	(21.3)	(6.2)	(13.0)	(18.4)

(注1) （ ）内の数字は、平成30年度の数値である。

(注2) 調査対象者は、時間外勤務手当の支給対象職員とした。

第 6 章 そ の 他

1 会議等開催状況（令和2年度）

(1) 全国人事委員会連合会（全人連）

会議名	開催期日	開催地	備考
第128回総会 第62回公平審査事務研修会 給与勧告説明会	令和 2. 6. 24	東京都	書面開催 中止 中止

(2) 全国人事委員会事務局長会議

会議名	開催期日	開催地	備考
事務局長会議	令和 2. 10. 28	WEB開催	総務省主催

(3) 十六都道府県人事委員会協議会

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議 事務局長会議	令和 2. 4. 21 2. 7. 13～7. 14	愛知県 北海道	書面開催 書面開催

(4) 関東甲信越静岡人事委員会協議会
ア 会議

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議 事務局長会議	令和 2. 5. 19～6. 11 2. 11. 6	埼玉県 東京都	書面開催 書面開催

イ 研修会

研修会名	開催期日	開催地	備考
公平審査事務研修会 任用事務研修会 給与事務研修会	令和 2. 12. 2～3. 1. 27 2. 12. 8～3. 1. 18 3. 1. 20～3. 3. 5	東京都 東京都 東京都	長野県主催(書面) 新潟県主催(書面) 栃木県主催(書面)

(5) 三県人事委員会連絡協議会

会議名	開催期日	開催地	備考
給与担当課長会議 任用担当課長会議	令和 2. 11. 20	WEB開催	神奈川県主催 中止

2 事務局職員名簿

(令和3年3月31日)

課	担当	職名	氏名	摘要
		事務局長	阿部 隆	
		副事務局長兼 総務給与課長	田口 修	
総務給与課				
		副課長	小倉 基弘	統計課へ出向
	総務担当	主査 主事 会計年度任用	岡田 瑞恵 木原 彰駿 高橋 文佳	
	給与制度担当	主幹 主査 主査 主任 主事 主事 主事	高橋 洋一 金子 功 大坪 亮 市川 泰地 小池 一輝 岩崎 伸広 板垣 初美	企業局総務課へ出向 秩父地域振興センターへ出向 感染症対策課へ出向 東部教育事務所へ出向
任用審査課		課長	益城 英一	産業人材育成課へ出向
	審査相談担当	主幹 主査 主任 主事 (併)主査	江森 昌子 古庄 桃子 菊池 雄大 桜田 詩織 桑名 卓也	文書課へ出向 人事課へ出向
	採用試験担当	主幹 主査 主査 主任 主事 主事 主事 主事 会計年度任用	梶村 将 南 亨 内海 誠 浅野 新吾 梶山 雄太 石井 早希子 藤平 由衣 河見 啓太郎 大杉 紘子	議会事務局議事課へ出向 保健医療政策課へ出向 審査相談担当へ課内異動 人事課 (総務省大臣官房個人番号企画室派遣)
	昇任試験担当	主幹 主査 主査	橋本 直樹 河村 英里香 阿部 正和	文書課へ出向 産業労働政策課(埼玉県産業振興公社派遣)

(令和3年4月1日)

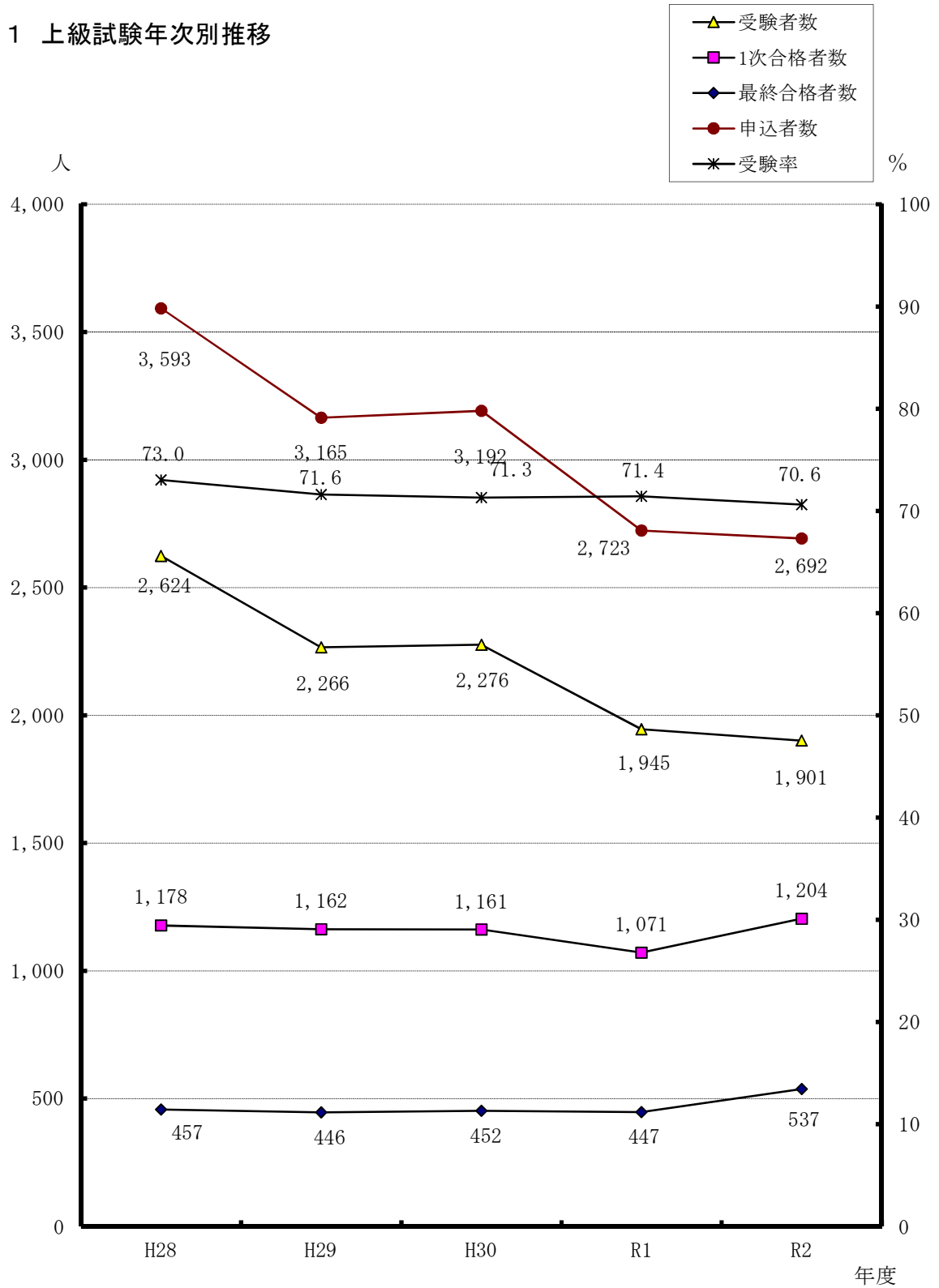
課	担当	職名	氏名	摘要
		事務局長	阿部 隆	
		副事務局長兼 総務給与課長	田口 修	
総務給与課				
		副課長	塚本 英樹	計画調整課から
	総務担当	主査 主事 会計年度任用	岡田 瑞恵 木原 彰駿 高橋 文佳	
	給与制度担当	主幹 主査 主任 主事 主事 主事 主事	荒木 康正 菅原 和徳 小池 一輝 岩崎 伸広 大塚 優希 東郷 識子 板垣 初美	企画総務課から 医療整備課から 教育局総務課から 広聴広報課から
任用審査課				
		課長	山岸 盛三	秩父環境管理事務所から
	審査相談担当	主幹 主査 主任 主事 (併)主査	江森 昌子 池田 佳代 菊池 雄大 石井 早希子 桑名 卓也	統計課から 採用試験担当から 本務河川砂防課
	採用試験担当	主幹 主査 主査 主任 主任 主事 主事 主事 会計年度任用	梶村 将 内海 誠 根本 美貴子 豊泉 英明 梶山 雄太 藤平 由衣 高波 千聖 岡安 瑛 大杉 紘子	地域包括ケア課から 財政課から 春日部農林振興センターから 新規採用
	昇任試験担当	主幹 主査 主査	橋本 直樹 宮山 理恵 猿田 達彦	川越児童相談所から 計画調整課から

参 考 資 料

1	上級試験年次別推移	5 7
2	初級試験年次別推移	5 8
3	経験者職員採用試験年次別推移	5 9
4	免許資格職試験年次別推移	6 0
5	障害者を対象とした採用選考年次別推移	6 1
6	警察官採用試験年次別推移	6 2
7	主査級昇任試験年次別推移	6 3
8	職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況	6 4
9	採用候補者等の状況	6 5
1 0	採用試験及び採用選考の公募の方法について	6 6
1 1	令和元年度インターネット利用状況	6 7
1 2	県及び国における給与勧告（改定）の年次別推移	6 8

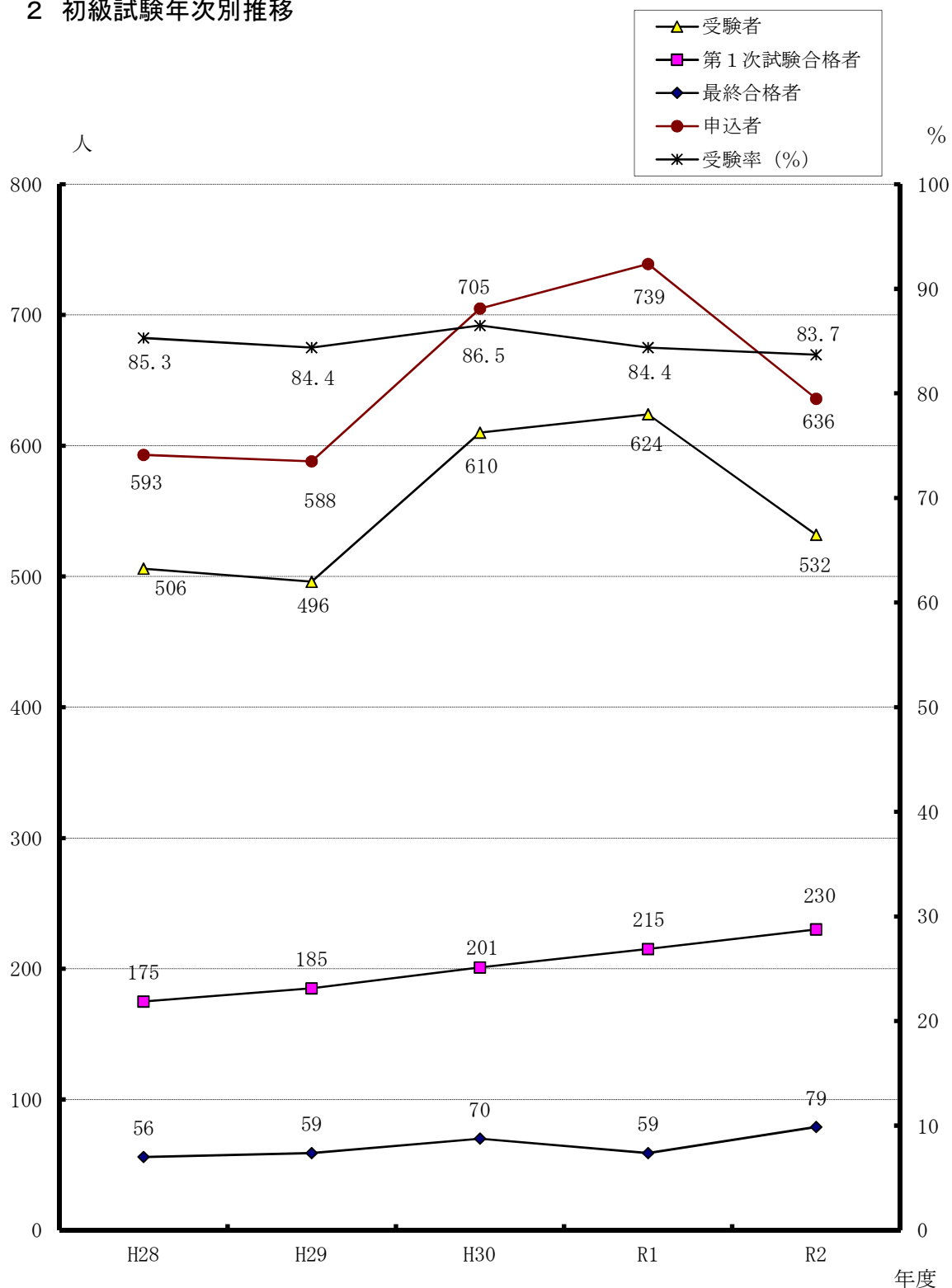


1 上級試験年次別推移



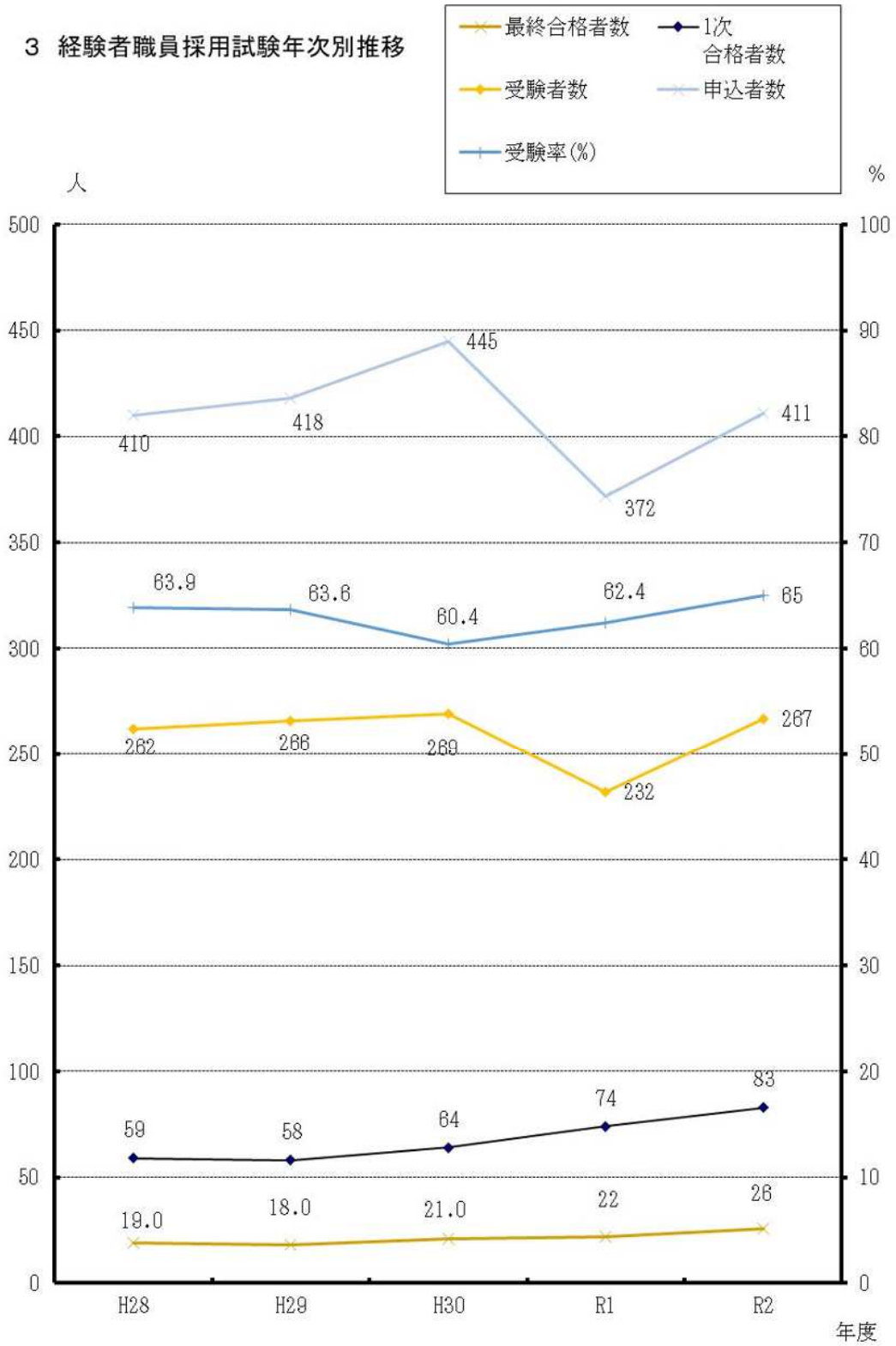
注 数字は、県職員上級、小・中学校事務上級、警察事務上級の各試験を合計したもの。

2 初級試験年次別推移

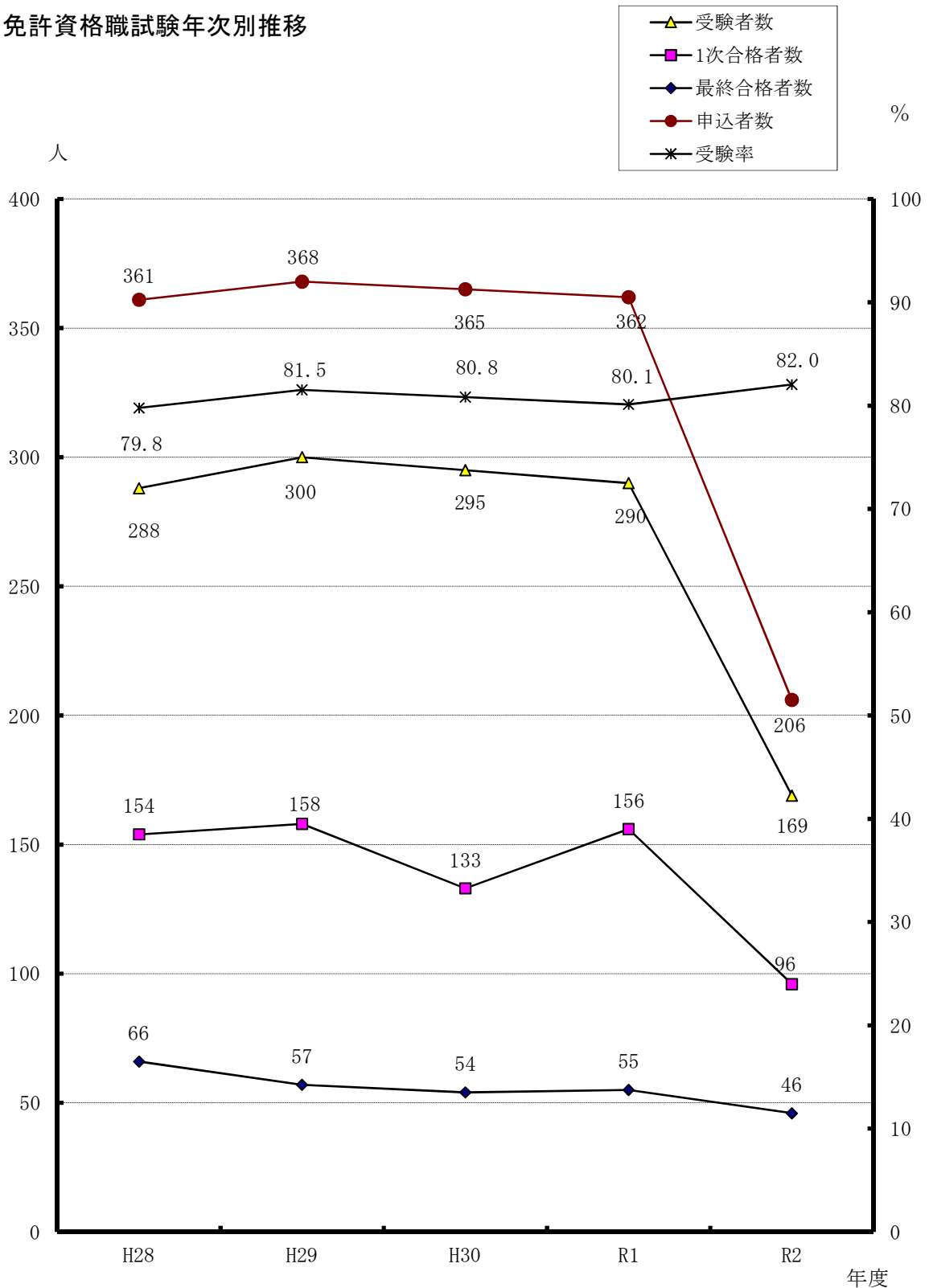


注 数字は、県職員初級、小・中学校事務初級、警察事務初級の各試験を合計したもの。

3 経験者職員採用試験年次別推移

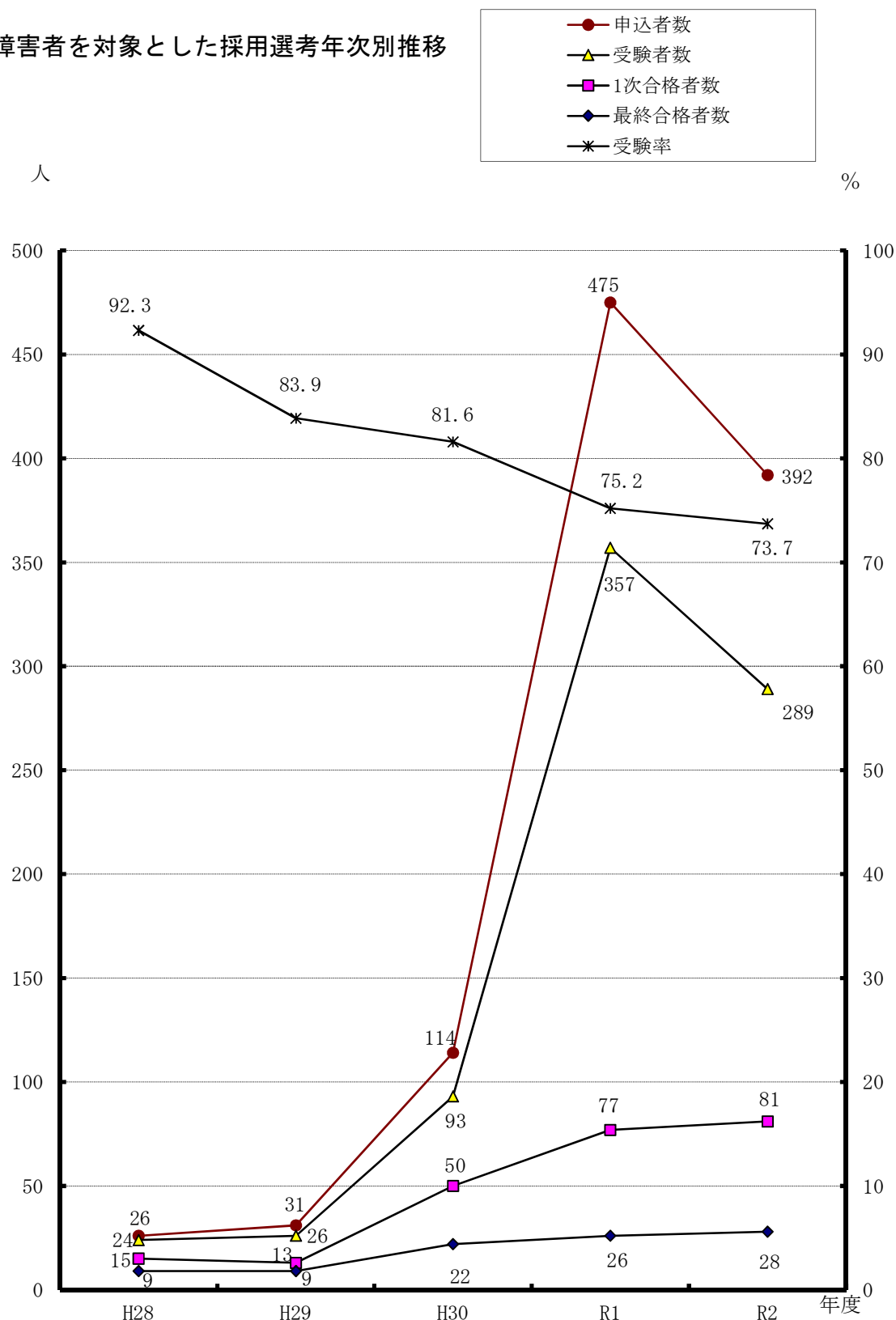


4 免許資格職試験年次別推移



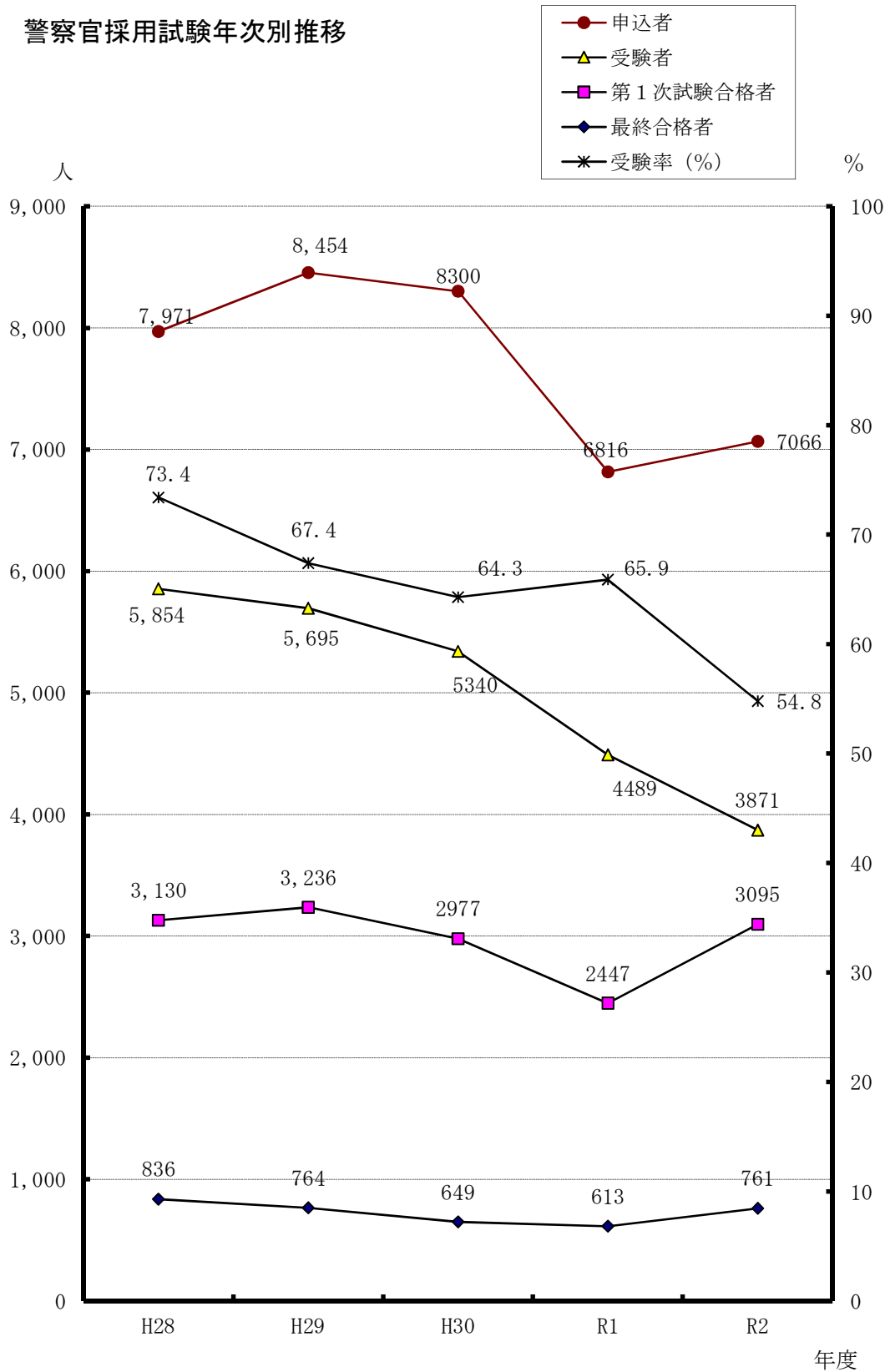
注 平成28年度は管理栄養士の試験を実施していない。
 平成28、29年度は保健師(警察)の試験を実施していない。
 平成30年度は栄養士の試験を実施していない。

5 障害者を対象とした採用選考年次別推移

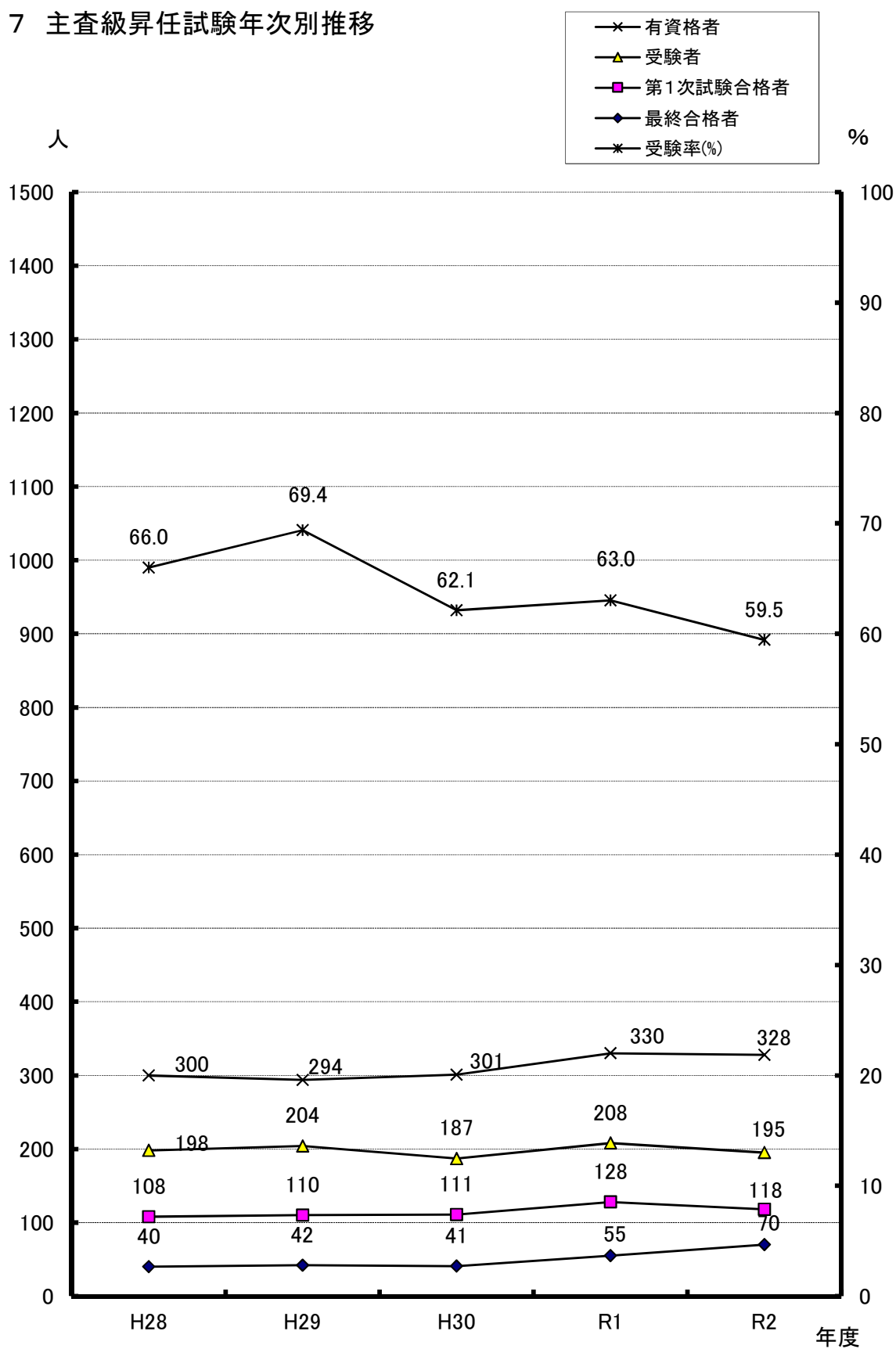


注 平成27年度より、身体障害の程度を「1級から4級まで」から「1級から6級まで」に拡大。
 平成29年度より、年齢の上限を29歳から34歳に拡大。
 平成30年度より、精神障害者を対象に追加。
 令和元年度より、知的障害者を追加し、年齢の上限を34歳から58歳に拡大したほか「県内居住要件」及び「自力通勤」の要件を撤廃。

6 警察官採用試験年次別推移



7 主査級昇任試験年次別推移



注 第1次試験合格者は、第1次試験免除者を含む。

8 職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況

令和3年3月31日現在

試験区分		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		受験者	請求者	率	受験者	請求者	率	受験者	請求者	率
		人	人	%	人	人	%	人	人	%
上級試験	職員	1,885	368	19.5	1,644	331	20.1	1,602	457	28.5
	小・中事務	219	29	13.2	232	24	10.3	152	32	21.1
	警察事務	172	22	12.8	207	14	6.8	147	14	9.5
	小計	2,276	419	18.4	2,083	369	17.7	1,901	503	26.5
初級試験	職員	292	12	4.1	280	23	8.2	261	14	5.4
	小・中事務	177	10	5.6	173	0	0.0	163	4	2.5
	警察事務	141	12	8.5	171	2	1.2	108	7	6.5
	小計	610	34	5.6	624	25	4.0	532	25	4.7
経験者職員		269	21	7.8	232	19	8.2	267	33	12.4
免許資格職		295	53	18.0	290	59	20.3	169	29	17.2
合計		3,450	527	15.3	3,229	472	14.6	2,869	590	20.6

9 採用候補者等の状況

試験区分	職種	採用 予定者数 (人)	採用候補 者名簿登 載者数 (人)	採用者 合計 (人)	採用者の任命権者別内訳							採用率 (%)	
					知事	教育	警察	企業	下水	病院	その他		
職員採用試験	上級試験	一般行政	193	333	199	166	31		2				59.8%
		福祉	30	32	21	21							65.6%
		心理	12	16	13	13							81.3%
		設備	20	22	13	9			3	1			59.1%
		総合土木	41	37	26	19			6	1			70.3%
		建築	5	11	7	7							63.6%
		化学	2	4	3	3							75.0%
		農業	16	21	21	21							100.0%
		林業	6	7	5	5							71.4%
	小計	325	483	308	264	31	0	11	2	0	0	63.8%	
	初級試験	一般事務	16	28	19	13	6						67.9%
		設備	3	4	2				2				50.0%
		総合土木	5	3	2	1				1			66.7%
		小計	24	35	23	14	6	0	2	1	0	0	65.7%
	免許資格職	薬剤師	9	12	10	10							83.3%
		獣医師	15	12	9	9							75.0%
		保健師	8	11	11	11							100.0%
		保健師(警察)	2	3	3			3					100.0%
		司書	6	8	6		6						75.0%
小計		40	46	39	30	6	3	0	0	0	0	84.8%	
経験者試験	民間企業等職 務経験者区分	一般行政	10	12	11	10			1				91.7%
		設備	5	4	4	2			2				100.0%
		総合土木	7	3	2	1				1			66.7%
		建築	3	3	3	3							100.0%
		農業	3	2	2	2							100.0%
		小計	28	24	22	18	0	0	3	1	0	0	91.7%
	海外活動等職 務経験者区分	一般行政	2	2	2	2							100.0%
県職員計		419	590	394	328	43	3	16	4	0	0	66.8%	
小・中学校事務	上級	20	26	25		25						96.2%	
	初級	13	27	8		8						29.6%	
小・中学校事務 計		33	53	33	0	33	0	0	0	0	0	62.3%	
警察事務	上級	20	28	17			17					60.7%	
	初級	10	17	12			12					70.6%	
警察事務 計		30	45	29	0	0	29	0	0	0	0	64.4%	
警察官採用試験	I類	男性	159	355	184			184				51.8%	
		女性	25	43	26			26				60.5%	
	II類	男性	40	108	45			45				41.7%	
		女性	13	46	18			18				39.1%	
	III類	男性	139	153	61			61				39.9%	
		女性	22	45	31			31				68.9%	
計		398	750	365	0	0	365	0	0	0	0	48.7%	
国際捜査	I類	4	4	3			3					75.0%	
武道・体育指導	I類	4	3	3			3					100.0%	
サイバー犯罪捜査	I類	2	2	1			1					50.0%	
サイバー犯罪捜査	II類	2	2	2			2					100.0%	
警察官 計		410	761	374	0	0	374	0	0	0	0	49.1%	
総合計		892	1,449	830	328	76	406	16	4	0	0	57.3%	

令和3年4月1日時点

10 採用試験及び採用選考の公募の方法について

区分	試験(選考)実施日	申込受付期間	公募の方法							
			告示(県報)	彩の国だより		テレビ・ラジオ等	新聞	受験案内の配布		
				掲載日	掲載内容			配布時期	配布方法	
上級試験 免許資格職試験 (薬剤師、獣医師、保健師、保健師(警察))	(1次) 6/28 (2次) 7/14～8/18	インターネット 5/8～5/21	4/28	5/1	・試験区分 ・受験資格 ・第1次試験日 ・申込受付期間 ・受験案内の配布方法	NACK5「朝情報☆埼玉」 5/13	-	5/7から	・人事委員会事務局ホームページで公開 ・県内警察署及び採用センターで配布(警察事務のみ)	
初級試験 免許資格職試験 (司書)	(1次) 9/27 (2次) 10/15～10/29	インターネット 8/20～8/31	4/28	8/1	・試験区分 ・受験資格 ・第1次試験日 ・申込受付期間 ・受験案内の配布方法	NACK5「朝情報☆埼玉」 8/26	-	-	-	
経験者試験 (民間企業等、海外活動等)	(1次) 9/27 (2次) 10/31 (3次) 11/29	インターネット 8/20～8/31	4/28	8/1	・試験区分 ・受験資格 ・第1次試験日 ・申込受付期間 ・受験案内の配布方法	NACK5「朝情報☆埼玉」 8/26	-	5/7から	・人事委員会事務局ホームページで公開	
主 な 事 務 員 採 用 選 考	障害者 (身体、精神的)	(1次) 7/3～8/31	-	8/1	・受験資格 ・第1次選考日 ・申込受付期間 ・受験案内の配布方法	NACK5「朝情報☆埼玉」 7/10	-	7/5から	・県民案内室、地域振興センター、県税事務所(3か所)、総合リハビリテーションセンター、県内の公共職業安定所等で配布 ・県内の大学、短大、高校及び特別支援学校に送付 ・総務省、人事院、各都道府県、政令指定都市、特別区及び県内市町村に送付 ・住宅供給公社住まい相談プラザ等で配布	
		(2次) 10/18 (3次) 11/14								インターネット 8/20～8/31 持参 8/25～8/31
	就職 氷河期	(1次) 書類選考 (2次) 10/22～11/20 (3次) 12/24	インターネット 8/20～9/10	-	-	-	-	-	7/31から	・人事委員会事務局ホームページで公開
任命 公権 者募	看護師	5/16 11/23	郵送・持参 3/2～4/20 10/12～11/6	-	-	-	-	3/2から 10/12から	・全国の看護師養成校(公立、準公立、私学)に送付 ・埼玉県立大学、県立高等看護学院及び県立常盤高校で説明会を実施するとともに、学生全員に配布 ・目白大学、西武文理大学、日本医療科学大学などで開催された私立大学主催の説明会でブース来場者に配布 ・看護師募集ウェブサイトに掲載	
パンフレット 採用試験の案内及び県の施策のPRなど									3/1から	・県民案内室、地域振興センター、県税事務所(3か所)、東京事務所及びヤングキャリアセンター埼玉で配布 ・全国の大学、県内・近県の短大及び県内の高校に送付 ・総務省、人事院、各都道府県、政令指定都市、特別区及び県内市町村に送付 ・住宅供給公社住まい相談プラザで配布

1 1 令和2年度インターネット利用状況

(1) ホームページ閲覧数

	月別件数	累 計
4月	19,835	19,835
5月	15,404	35,239
6月	10,502	45,741
7月	44,871	90,612
8月	28,229	118,841
9月	25,486	144,327
10月	6,625	150,952
11月	4,438	155,390
12月	8,420	163,810
1月	13,322	177,132
2月	13,931	191,063
3月	19,900	210,963

※合格発表サイト閲覧数はサイトリニューアルにつき、集計不可。

12 県及び国における給与勧告（月例給改定）の年次別推移

年	県			国		
	(%) 率	(円) 金額	勧告実施日 (年月日)	(%) 率	(円) 金額	勧告実施日 (年月日)
H20	0.93	3,867	H20.10.16	—	—	H20.8.11
H21	△0.18	△758	H21.9.15	△0.22	△863	H21.8.11
H22	△0.13	△539	H22.9.17	△0.19	△757	H22.8.10
H23	—	—	H23.10.27	△0.23	△899	H23.9.30
H24	—	—	H24.10.18	—	—	H24.8.8
H25	—	—	H25.10.17	—	—	H25.8.8
H26	0.37	1,486	H26.10.16	0.27	1,090	H26.8.7
H27	0.45	1,781	H27.10.19	0.36	1,469	H27.8.6
H28	0.42	1,641	H28.10.20	0.17	708	H28.8.8
H29	0.24	949	H29.10.19	0.15	631	H29.8.8
H30	0.17	662	H30.10.18	0.16	655	H30.8.10
R1	0.12	446	R1.10.23	0.09	387	R1.8.7
R2	—	—	R2.11.12	—	—	R2.10.28

人事委員会年報

令和2年度版

令和3年11月発行

編集・発行 埼玉県人事委員会事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

(TEL) 048-830-6415[直通]

(FAX) 048-830-4930

